

平成23年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成23年9月8日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

| | |
|------------|-----------|
| 1番 森井基容君 | 2番 安田喜代一君 |
| 3番 森良子君 | 4番 永井満智男君 |
| 5番 古立憲昭君 | 6番 西川六男君 |
| 7番 竹邑利文君 | 8番 辻一夫君 |
| 9番 吉田容工君 | 10番 植田昌孝君 |
| 11番 松本美也子君 | 12番 小走善秀君 |
| 13番 吉川博一君 | 14番 松本宗弘君 |
| 15番 上田幸弘君 | 16番 竹村和勇君 |

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 局長補佐 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | |
|--------------|--------------|
| 町長 寺田典弘君 | 副町長 石本孝男君 |
| 総務部長 松田明君 | 総務部参事 取田弘之君 |
| 住民福祉部長 平井洋一君 | 産業建設部長 高村吉彦君 |
| 秘書広報課長 寺田元昭君 | 監査委員 檜宏君 |

| | | | |
|-----------------|-------|---------------|-------|
| 教育委員長 | 川本益弘君 | 教育長 | 片倉照彦君 |
| 教育部長 | 福井良昌君 | 会計管理者 | 小泉義次君 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 駒井啓二君 | 農業委員会 事務局長 | 住井康典君 |

平成23年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月8日（木曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 4番 永井満智男 議員

御所・田原本環境衛生事務組合へ五條市が参入を依頼してきた件

長年の懸案であった新清掃工場は御所市との広域建設を目標に協議を進めて来られ、漸く本年3月1日に事務組合の設立が許可され、それに伴って組合の組織も整備されて、いよいよ具体的にスタートを切った矢先に五條市の組合参入問題が生じた

この件に関して御所市との協議の経過と町長のお考えを聞かせて欲しい

2. 6番 西川六男 議員

町政上の最大課題への対応について

1. 清掃工場建設について

2. 行財政改革について

(ア) 指定管理・管理委託等について

(イ) 今後予定されている指定管理・管理委託等について

(ウ) 行財政改革の経費削減について

3. 7番 竹邑利文 議員

1. 教育活動の環境について

(1) 歩育をどの様に推進されるか

(2) 学校・家庭・地域の絆をどのように強化するか

4. 5番 古立憲昭 議員

学校図書館について

学校図書館における人的・物的整備について

学校給食について

学校給食の安全について

給食食材の放射線の影響と対策は

トレーサビリティーの公開は

節電対策について

本町関連の施設についての節電対策とその効果は

5. 3番 森 良子 議員

1. 清掃工場建設について

①御所・田原本環境衛生事務組合で清掃工場を建設できると考えておられるのですか

②政治生命をかけて清掃工場を建設する決意はあるのですか

2. 唐古・鍵遺跡史跡公園について

①整備の基本方向は基本設計で「風景としての弥生時代の再現をめざす」となっていますが、実施設計ではネライとターゲットをどのように設定されましたか 具体的な施策は

②駐車場をどこに確保するのですか バスは何台停められますか

③どんな天候でも、体験学習できる場所をどのように確保されますか

6. 9番 吉田容工 議員

1. 入札制度について

①本町の地元業者への姿勢と具体的な対策を明らかにされたい

②本町の入札制度を説明されたい

その中で、今年度の改正内容とそのネライを説明されたい

③年間で何回ずつ指名するのですか

④事業実体の無い業者をチェックされていますか

受注機会等どのように差別化されていますか

2. 保育所について

①町は、保育所の役割をどのように認識し、その責任をどのように果たされていますか

②今年度、町が「保育に欠ける」と判断したお子さんは何人で、どのように「保育」を確保されたのか

入所待機児にどのような対応をされているのか

③町がどのように子育てを支援されておられるのか

新しい取り組みを考えておられるのか

④土・日曜日出勤への対応をどのように考えておられますか

○総括質疑（報第10号より認第1号までの11議案について）

○決算審査特別委員会の設置について

○決算審査特別委員会の委員選任について

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により、順次質問を許します。4番、永井議員。

（4番 永井満智男君 登壇）

○4番（永井満智男君） おはようございます。議長のお許しを得まして1点だけ質問をさせていただきますが、その前に、今回の台風12号がもたらした記録的な大雨のため、大変な被害に遭われた方々にはまことにお気の毒で、お見舞いの言葉も出てまいりません。本来、生物の生存に欠かせないはずの水が、今年は特に東日本における大津波をはじめとして全国至るところで、次から次へ形を変えて猛威を振るい、私たちの生存を脅かしていることは残念でなりません、被災された方々の一日も早い復興を願うばかりでございます。

さて、質問と申しますのは御所・田原本環境衛生事務組合へ五條市が参入を依頼してきた件についてであります。その後、この件で御所市と協議されたことと思っておりますので、その経過と、この件に関する町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

思い返しますと本年6月10日、第2回定例会最終日でありましたが、議会開会前に全員協議会が招集されまして、その場で「五條市長から御所市長に対し5月24日付け公文書で事務組合への参入依頼があった」との説明がありましたため、初めて知らされた私にとりましては驚きでもありましたが、事務組合議員の補足説明などを受けながら、その後の定例議会において「御所・田原本環境衛生事務組合への五條市の参入に反対する決議」が議会運営委員長から発議されることになり、こ

うした不条理に対し全員が賛成し可決したのであります。

ところが今度は御所市議会が6月13日開催の全員協議会において、五條市の参入を全員賛成で可決したとの新聞報道があり、また五條市長の後援会会報は「7月1日に五條市議会でも全員協議会で決議を行い、正式に御所市長に参入の申し入れを行った」とブログで述べています。

以上のような事態の急変と各市町議会の取り組み方の相違に、私は申すに及ばず、心ある多くの町民が先行きを心配し、かつ不安視しているのも事実であります。

既に3月1日、組合市町間の事務組合設立が許可されたのに伴い「御所・田原本環境衛生事務組合規約」も施行され、当町におきましても本年第1回の定例議会で組合議会の議員3名を選出、さらにこれを踏まえて組合の管理者、副管理者等の執行機関、それに議会の議長、副議長も決定したと聞き及んでいます。まさに長年の懸案でありました新清掃工場の建設に向け大きなスタートを切った矢先に、このような無理難題が降りかかってきたように思うのであります。

そこで、私が町議会議員に就任いたしました平成21年9月以降について、今日に至るまでの経緯を私の知る範囲で整理してみますと、昨年(平成20年)の第3回定例会におきまして、寺田町長から「広域建設の相手方は御所市で、建設予定地は御所市栗阪であり、地元同意を得られたことから御所市の議会報告にあわせて急遽報告をさせていただいた」との説明があり、またそこに到達するまでの状況説明や、今後御所市との広域建設に向け具体的な協議に入りたい旨の報告もありません。

そして同じ年の第4回定例会におきましても一般質問に対し、広域建設推進に至った理由を詳しく答弁されております。

その後、本年1月31日開催の第1回臨時議会におきまして事務組合設立の議案が提出されましたので、これを議決・承認に至ったのでありますが、町長も、ご自身のブログ「町長日記」で事務組合設立が議会承認されたことや、広域建設に至った判断と理由などを詳細に述べておられます。

また、町広報誌本年4月号におきましても「新清掃工場の建設に向け、田原本町と御所市は一部事務組合を設立」と題して、ごみ処理施設の建設に向けて詳しく説明しています。

以上、申しましたように、組合市町間で今後まだまだ解決していかなければなら

ない諸問題はあるにせよ、ほぼ順調に進捗しているものと思っておりました矢先、先ほど申しましたように、6月10日の全員協議会で予想もしなかった五條市の参入問題を知らされたのであります。

そう言えば、私が議員に成り立ての平成21年12月議会で、清掃工場建設に関する一般質問通告書を提出するつもりでしたが、一緒に取り組む予定の相手自治体名を含め、まだまだ公開できる段階ではなかったため、提出を取りやめたことを思い起こします。

こと左様ほどに、本町にとりましては最重要課題であるが故に、慎重の上にも慎重を期して取り組んでこられましたのに、言葉は悪いですが、途中から割り込んでくるようなやり方や、それに応えようとする御所市の態度には残念極まりない思いであります。現在のこういった事態に対し、町長は今後どういう方向で取り組んで行かれるのか、御所市との協議結果も含め、お答えいただける範囲で結構ですから、町民にもよくわかるようにご回答願いたいと思います。

私の質問は以上でございますが、もし再質問がありましたら自席で行わせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。4番、永井議員のご質問にお答えをいたします。

本町の清掃工場は周辺自治会との協定により、平成27年9月までの操業期限を遵守するため、「単独建設」「補助対象による広域建設」「他町村委託」「民間委託」について、調査・研究を進めてまいりました。

「単独建設」は、町独自の焼却施設が確保でき、適正処分・処理が可能であります。建設費などすべてが町負担となり、処理経費も含め一番高価でありました。

「補助対象による広域建設」については、国の循環型社会形成推進交付金は、対象事業費の3分の1が交付対象となり一番安価であります。しかし、人口5万人以上または面積400平方キロメートル以上などの交付要件があり、本町単独では補助対象とはなりません。

「他町村委託」「民間委託」については、近隣市町の施設状況、民間業者などの

調査を行うとともに、「補助対象による広域建設」についても相手方を模索していたところ、御所市も焼却炉の老朽化から、補助対象となるパートナーを探していることから、御所市と協議を行ってまいりました。

そして、平成22年8月に御所市栗阪地区において広域化についての是非を問う住民投票が行われ、広域化建設に対し賛同を得たことから、国の交付金の対象になることはもちろんのこと、施設の集約化による建設費や維持管理費の負担軽減が図れることから、御所市と具体的に協議を進めてまいりました。

平成23年1月、御所市、田原本町、両市町議会で規約などの承認をいただき、平成23年3月1日、奈良県知事より許可を受け、御所・田原本環境衛生事務組合を設置いたしました。

その後、5月30日に事務組合臨時議会が開催され、組合の組織や行政手続、組合の職員に関する条例などが承認されたところでございます。

臨時議会に先立って行われた会議において、組合管理者が五條市長から一部事務組合への参入依頼の申し出があったとの報告がされ、五條市の参入については、それぞれが持ち帰り、議会に諮るとともに、地元地区への説明、交渉を進め、一定時期に組合議会全員協議会を開催し協議することを了承されました。

以上が広域建設を目指す起因と、これまでの経緯でございます。

五條市が参入することにより、ごみ処理基本計画の再策定や現に協議を進めております県などとの補助に関連する循環型社会形成推進地域計画などに時間を要することになりますが、広域建設を目指す要因である建設費や維持管理費は構成市町村が増えることで、より一層負担軽減が図れ、周辺環境や地球環境の保全に配慮した施設が建設できると考えております。

五條市の参入につきましては、御所・田原本の自治体の意見だけではなく、何よりも建設予定地自治会の意向が最重要であり、地元地区の意向を踏まえ協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 4番、永井議員。

○4番（永井満智男君） ご答弁ありがとうございました。

振り返って見ますと、現清掃工場の操業期限であります平成27年9月を遵守す

るために、今おっしゃいましたように単独建設、広域化建設、他市町村委託、民間委託などの方法について調査研究を進めてこられた結果が御所市との広域建設に至ったことは、あらゆる機会をとらえて説明、あるいは答弁してこられましたし、また議会もその方向で承認を与えてきましたことは、先ほど質問で申し上げたとおりでございます。したがって、町長が答弁されましたように五條市が急遽参入を申し入れてこられたことに関しても、あらゆる角度から検討、熟慮された結果が、このまま広域建設を進めていくとの結論に達したと思っておりますが、ご承知のとおり、去る6月10日、第2回定例会最終日に、御所・田原本環境衛生事務組合への五條市の参入に反対する決議が発議され、全員賛成で可決しています。

あの時点では、多くの議員が、お互いの信頼関係の上に成り立っている広域建設であることを前提にすれば、この件をこのまま黙認すれば、またほかにどんな難問が生じるかもしれないと危機感を募らせたのも事実であると思っております。

そこでもう1点、これはもう避けて通れない質問と思っておりますのでお聞きいたしますが、今後五條市を加えて広域建設を進めていこうと目される中で、この五條市の参入に反対する決議が可決された件をどうやってクリアされて行かれるおつもりか、これをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございますが、6月に決議がされ、五條市の参入に対しては反対であるという田原本町の決議がされたところでございます。まだあれから3カ月という短い期間であります。

ただ、以前から申しておりますように、我が国におきましては3月に東日本大震災という非常に未曾有の被害を被った大きな災害があったわけでございまして、それに伴いましてご承知のように歳出削減を含め、国のあらゆる歳出の削減手段が講じられておるところでございます。それに準じまして、循環型社会交付金につきましても、従前の補助率から大きく後退をしているところでございます。そういったところ、6月と現状の大きな違いを皆様方にご理解をいただいて、今後、維持管理経費の中でどれだけのメリット、デメリットが出てくるのかといったところも皆様方に十分なお説明をさせていただきなから、ご判断をいただける機会を与えていた

できればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 4番、永井議員。

○4番（永井満智男君） よくわかりました。それでは、また町長のお考えを、あらゆる機会をとらえて、私たちにお聞かせいただくことを条件に、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、4番、永井議員の質問を打ち切ります。

続きまして、6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

質問の前に、今回の台風12号で被害を受けられた皆様方にお見舞いを申し上げます。私事で失礼でございますけれども、私がかつて勤務をさせていただいた十津川村が大きな被害を受けられ、私が何度となく通った道路、あるいは橋が、あるいは見慣れた家が大きな被害を受けられ、胸を痛めているところであります。一日も早い復興を心から願っております。

さて、清掃工場の建設問題については田原本町政の最大課題であると考えますので、先ほどの質問もでございますけれども、私の観点から質問を行いたいと思います。3点質問をいたします。

この清掃工場の建設の問題につきまして、私が平成22年第4回定例会で「独自での建設や民間委託ではなく、なぜ御所市と広域建設を推進することを選ばれたのか」と質問いたしましたところ、寺田町長は次のように答弁をなさいました。

「広域化を目指す大きな要因としては、対象事業費の3分の1が国の補助対象となり、さらに起債にかかる交付税算入が2分の1と非常に有利になることが挙げられる。また、平成23年には京奈和自動車道御所インターの開通が見込まれており、搬送に要する時間の短縮が図れることも要因の1つです。費用の面で単独建設と比較して、建設費で約35億円、ごみ処理経費等で、25年間で約18億円、合計53億円の経費縮減になると試算しています。

このように広域化で行うことにより、国の交付金の対象となることはもちろんのこと、施設の集約化により建設費や維持管理費の負担軽減が図られ、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した施設を目指せることから、田原本町・御所市一部事務組合の設立に向けて現在協議を進めています。」と、負担軽減が御所市との広域建設を目指す大きな要因であると答弁されております。

そこでお聞きをしたいと思います。清掃工場建設について先般五條市長から参加させてほしいとの意向を示されております。また、この9月議会で、五條市議会として、御所・田原本環境衛生事務組合への加入について議会の決議を求める議案が提案をされております。「施設の集約化により建設費や維持管理費の負担軽減が図られ、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した施設を目指せる」と、御所市との広域建設を選ばれた町長の考えからすると、7月末現在、総人口3万5,307人、世帯数1万3,861世帯の五條市が参加することにより、田原本町、田原本町民の負担額が、御所市との広域建設よりはさらに大きく軽減されることになると考えられ、町長の広域を選択された大きな要因である「負担軽減」と整合すると考えられますが、この点についてはどのようにお考えになるのか、お答えをいただきたいと思っております。

さて、1月31日の平成23年第1回臨時会で御所・田原本環境衛生事務組合の設立について提案されました。

この際、私は田原本町独自で建設するほうがいいのではないかという考えに基づき議論に参加し、次のような意見を申し上げました。

この清掃工場の建設問題、いわゆるごみの処理施設の問題は、かつて市町村合併の協議が進む中で、田原本町が2005年2月に桜井・磯城合併協議会から離脱し、単独町政を進むことを選択した大きな理由になっております。そのために田原本町政上の最大の課題であり、町民の皆様の関心が大変高い問題であります。

また、御所市は全国的に見ても財政事情が大変厳しく、慢性的な財政赤字を抱えて、平成20年度決算において早期健全化団体となり、「財政非常事態宣言」を発令しておいでになります。その御所市と、20年から30年間は稼働したいと考える施設を建設することにより、長期にわたり維持管理しなければならず、本当に財政的に大丈夫かと不安を持たざるを得ないなどと私の意見を申し上げました。

また、町内でごみを収集し、遠い御所市へ搬入することに伴うごみ収集車の必要数の確保や中間の収集場所も設置するのか、直接の持ち込みごみは御所まで持っていくかねばならないのか、さらにはリサイクルセンターの設置はどうするのか、町内の収集の具体的な方法がどのようになるのかなど、広域建設に伴う運営上の具体的な計画が明らかになっておりません。

私は、まずこのような運営上の具体的な計画をつくって、そして広域で建設した場合、こういうふうになりますよと明示した上で、広域で建設を推進してよいかどうかということを審議すべきであると私の意見を述べました。

町民の皆様から「遠い御所と一緒にあって、これからごみの収集の方法はどうなのか」「今のサービスがよくなるどころか悪くなるのではないか」という意見もいただいております。このことについて、全体的な計画やサービスの内容を、まず町民に示すべきだと私の意見を申し上げました。

現在、御所市との広域建設に向けての協議が進む中で、田原本町として、この広域建設に伴う運営上の具体的な計画を立案されていると考えますが、以上、私が申しあげました点について、具体的にどのように対応されるのか説明をいただきたいと思えます。

3点目に、この清掃工場の建設問題について新たに五條市が参加させてほしいとの意向を示しておいでになりますが、これまでの御所市との協議の関係もあり、また平成27年9月の地元自治会との協定のタイムリミットが近づく中で、田原本町政の最重要課題について、田原本町長としてどのように進めていこうと考えておられるのか、町民の皆様にご意見を伺って説明をいただきたいと思えます。

次に、行財政改革について質問をいたします。

平成23年2月の田原本町の広報で集中改革プランの取り組み状況を公表されておりますけれども、歳出関係の「3・民間委託による事務事業費削減」に関して、指定管理・管理委託等について質問をしたいと思います。

現在、指定管理者制度等を導入されている老人福祉センター、ふれあいセンター、自転車駐車場（田原本駅前・笠縫駅前の2カ所）、及び外国人青年招聘事業について指定管理者制度等を導入しなかった場合に必要な経費の額と、導入による経費の額、そしてその効果額について、それぞれお示しをいただきたいと思えます。

次に、指定管理等の問題点について質問をいたします。

総務省は、指定管理者制度の目的を「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」にあると説明しております。

このことに関連して広報2月号では次のように記述されております。

「平成18年2月に『第4次田原本町行政改革大綱』を策定、同年3月『田原本町集中改革プラン』を策定し、行財政改革に取り組んできた。

その集中改革プランは、（1）定員管理及び給与の適正化、（2）事務事業の見直し、（3）民間委託等の推進、（4）経費削減等の財政効果、（5）地方公営企業の経営改革の推進の5つの柱で構成される。

以上のように指定管理や民間委託等の実施が住民サービスの向上を図ることよりも、経費の節減等を図ることにウエートが置かれる傾向がある中で、指定管理者制度や民間委託等によりサービスの低下につながるのではないかと危惧いたします。

また、指定管理者制度を適用した施策について、管理者の選定後に適切に事業が契約どおりに実施されているか、適切に監督することが求められます。

日常業務の中で職員が施設に足を運ぶことも監督の一つに含まれていると思われませんが、多くの場合、特段の問題が生じていないことを確認するにとどまっているのではないかと一般的に指摘されております。

そこで田原本町では、契約どおりに適切に事業が展開しているかを細部にわたりどのように監督されているのか、説明していただきたいと思えます。

また、その目的である住民の皆様へのサービス向上のために、利用者数の動向、利用者へのアンケート調査、苦情内容の点検、災害・事故の発生状況の報告、サービスの質や従業員の労働環境などをも含めた適切なモニタリング・評価を実施されているのか、お聞きをしたいと思います。

また従来は、「発注者」である自治体による指定管理者などへのモニタリング・評価が主に実施されてまいりましたけれども、さらに住民や利用者、また第三者を交えたモニタリング・評価を行うことにより、自治体による指定管理者制度の運用と指定管理者などの業務の双方を監視し、改善を求めることが可能となります。

田原本町として適切な事業を推進するために、このような住民や利用者、また第

三者を交えたモニタリング・評価を行う方法を実施されることを提案したいと思っております。この点についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

さらに、指定管理者制度等が有効に稼動するためには、町民の皆様に対して積極的かつ継続的に施設の管理・運営に関する情報を公開し、判断材料を提供することが重要であります。

例えば、判断材料を提供するために、今回私が指定管理等による効果額を質問いたしました。但し、広報2月号のようにトータル的な数字の提示ではなく、事業の個別にその効果額等を広報やホームページ等を活用して明示したほうが町民の皆様への理解と、そしてご協力をいただけるのではないかと考えます。

このような町民の皆様にはわかりやすく、積極的かつ継続的に施設の管理・運営に関する情報の公開・判断材料の公開をすべきと考えますが、町としてはどのようにお考えか、そのお考えをお示しいただきたいと思っております。

次に、今後予定されている指定管理・委託等について3点質問をいたします。

1点目、保育所措置事業について平成24年度から宮古保育所の完全民営化に向けて検討を進めるとしておられますが、①民営化の目的、②完全民営化に向けた入所児童に対して事務的処理はどのようにされるのか、③事業費として平成23年度以降5億5,553万7,000円を算出しておられますけれども、民営化に伴う経費の削減効果をどのように算出しておられるのか、ご説明をいただきたいと思っております。

2点目、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育所についても平成24年度からの指定管理者制度の導入を検討するとしておられますが、事業の今日的重要性からも適切に推進すべきと考えますけれども、業者の選定基準として、例えば、学童保育所の管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有していること。学童保育所の公共性、公平性、公正性を担保でき、事業の透明性に優れていること。学童保育所の利便性（サービス）の向上、利用者の満足度を高める方策が優れていること。法令の定める基準に適合するとともに、個人情報保護管理及び緊急時の危機管理体制を図る方策が優れていることなどを総合的に判断して選考されることが考えられますが、田原本町としてはどのような選考基準を考えておいでになるのか。

さらに、その指定管理者として具体的にどのような業者、団体を想定しておられ

るのか、お答えをいただきたいと思います。

3点目の質問をいたします。

「小学校の給食業務の一部を委託する方向で検討する」としておられますが、①その必要性について、②具体的にどのような内容で検討されるのか、ご説明をいただきたいと思います。

次に、行財政改革の経費削減について提案をしたいと思います。

東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故と計画停電実施など、発電方法と電力供給への関心が高まる中、原子力以外のエネルギーで発電した電気を供給販売する特定規模電気事業者（PPS）への注目度が増しております。

本町の主な公共施設の1年間の電気使用量と料金について担当部局にお聞きをいたしますと、庁舎では約114万9,000キロワット。使用料金は約1,668万円、青垣・中央公民館・図書館の使用量はトータルで約148万5,000キロワット、料金では2,374万円。町内すべての幼稚園・小学校・中学校の使用量はトータルで約94万4,000キロワット、料金は約2,022万円。

以上の公共施設だけでも約6,000万円以上の電気料金を支払っていることとなります。これらのすべてを関西電力から購入しておられるとの報告もいただいております。

ところで電気料金値下げに対する強い要望を背景として、競争原理の導入による市場の活性化などの目的で2000年に電気事業法が改正され、2000年4月から電力事業分野の制度改革、「電力の自由化」が推し進められております。

これまで電気の供給は、地域ごとに国から許可をされた電力会社のみが行ってまいりました。しかし、この制度改革により、新たに電気事業に参入した事業者（特定規模電気事業者PPS）や他区域の電力会社から電気を購入することができるようになりました。

2004年4月からは、電力会社との契約で500キロワット以上の利用者（中規模工場、中小オフィスビル、デパート・スーパーなど）が電気を購入する事業者を選択することができるようになりました。さらに、2005年4月からは、50キロワット以上に範囲が拡大され、これにより全国の電力需要の6割強が自由化されました。自治体も電力調達の選択肢が広がっております。

近畿では大阪府と奈良県、大阪市、京都市、神戸市、堺市の4政令市がNTTファシリティーズ、東京ガス、大阪ガスの共同出資によって設立された電力小売会社「エネット」と契約し、本庁舎や分庁舎などの電力を調達しておられます。

大和郡山市では、2010年4月に市庁舎の電力調達において、PPSを含む入札を行い、年間約250万円の電気代削減の効果を上げておられ、さらに2011年2月からは34の公共施設でPPSによる電力供給を受け、こちらは年間約1,450万円、市庁舎と合わせると年間約1,700万円余りの電気代削減が見込まれております。

PPSによる電気代の削減効果は一般的には5%程度と言われておりますけれども、大和郡山市では、本庁舎や郡山城ホールなど15%以上の削減効果を上げている施設もあるようであります。

田原本町において、公共施設にPPSによる電力供給を導入した場合、数百万円規模での電気代削減効果が見込めます。本町においても電力調達の入札を行うことを提案したいと思っております。町のお考えをお示しいただきたいと思っております。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 6番、西川議員のご質問にお答えをいたします。

清掃工場建設につきまして、御所・田原本環境衛生事務組合へ五條市が参入の意向を示している、広域建設を選択する際、大きな要因は負担軽減であったことから、五條市参入をどのように考えているのかとのご質問でございますが、五條市の参入につきましては急なことであり、清掃工場建設検討特別委員会で詳細な協議をいただいておりますが、ごみ1トン当たりの処理経費は1市1町の場合、2万8,400円。2市1町で2万円程度であります。1市1町と2市1町で比較しますと、建設費で約2億8,000万円、ごみ処理経費等では、25年間で約15億円、合計17億8,000万円の経費削減になると試算しております。しかし、これまで循環型社会形成推進交付金の補助率は対象事業費の3分の1として交付されておりましたが、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災により、平成23年度新規事業につきましては、対象事業費の9分の1に減額をされます。交付金が9分

の1の場合でも建設費で約4億2,000万円、ごみ処理経費等では25年間で約15億円、合計19億2,000万円の経費縮減になると試算しております。

続きまして、田原本町としてこの広域建設に伴う運営上の具体的な計画を立案しているかのご質問でございますが、収集業務につきましては現在収集車6台で、1台約2.8往復稼働しており、概ね午前中に作業を終えております。広域化により御所市までの運搬となりますと、移動時間がかかることから、収集車の増車等、人的・物的整備の検討を行い、1日の時間でできる限り住民サービスの低下にならないよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

持ち込みごみにつきましては、町内に中間施設を設置する計画をしておりますが、清掃工場建設検討特別委員会でご協議をいただきながら、今後具体的な計画を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、事務組合への五條市の参入依頼のご質問でございますが、永井議員にお答えいたしましたように、五條市が参入することにより、広域建設を目指す要因である建設費や維持管理費は構成市町村が増えることで、より一層負担軽減が図れ、本町の今後の財政状況を見た場合、非常に大きなプラスになると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 2番目のご質問「行財政改革について」、今後予定されている指定管理・管理委託等の中の小学校の給食業務の一部を委託する方向で検討する」の1点目、その必要性についてお答えいたします。

行財政改革による職員定員の適正化を推進していく中で、引き続き安全で安心な学校給食業務を実施していくには、調理員の退職者数にあわせ学校給食業務の一部を委託してまいりたいと考えております。また、学校給食業務は、夏休み、冬休みなどの長期休業日があり、年間を通じて業務量が一定しないことから、事業経費の割には必ずしも効率がよいとは言えません。学校給食の目的を損なうことなく、民間活力を有効に活用することによって経費面の節減を図ってまいります。

次に2点目、具体的にどのような内容で検討されているのかについてお答えいた

します。

学校給食業務を委託しますのは、調理・洗浄・清掃業務のみで、献立の作成や食材の購入は委託いたしません。教育の一環としての学校給食は、主として教員と児童及び児童相互が学校で共に食事をする場面を通して行われるものであり、調理・洗浄業務等を委託しましても、学校教育に影響するものではなく、給食指導は給食の時間や授業の中で、主として教員や栄養士がこれまでどおり実施してまいりますし、調理員と児童との心の触れ合いは委託しても大切にしていまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

（総務部参事 取田弘之君 登壇）

○総務部参事（取田弘之君） 第2番目、行財政改革についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目の指定管理・管理委託等についての1番目、メリットについてのご質問でございますが、指定管理者制度を導入しなかった場合に必要な経費の額と導入した場合の額、そしてその効果額について、それぞれ導入後の平均的な年額を申し上げます。

まず、老人福祉センターにつきましては、制度導入前の経費として約3,470万円、導入後は約2,430万円で、1年間の効果額は約1,040万円でございます。

続きまして、ふれあいセンターでございます。制度導入前の経費として約4,310万円、導入後は約3,360万円で、1年間の効果額は約950万円でございます。

次に、自転車駐車場でございます。制度導入前におきましては、施設運営費から使用料収入を差し引いた額、約170万円を町が費用負担しておりましたが、導入後の指定管理料としては0円で、必要経費はすべて利用料収入から指定管理者が賄う契約としているところであり、指定管理制度導入による1年間の効果額は約170万円でございます。

次に、外国人青年招致事業につきましては、平成17年の集中改革プラン策定時

には小学校での外国語活動が想定されておりましたが、平成20年3月改訂の学習指導要領により小学校5・6年生への外国語活動が完全実施とされたため、平成21年度から移行措置として外国人講師の派遣日数を増加したことにより経費増となったところでございます。

次に、2番目の問題点1の契約どおりに適切に事業が展開しているか、細部にわたってどのように監督されているかの質問でございますが、各施設において毎月の利用状況等の報告、及び事業年度終了後の事業実績報告、並びに各施設所管の担当者が現場において事業の実施状況や管理状況を確認し、また問題点等がないか施設管理責任者と随時協議を行いながら監督を実施しているところでございます。

次に、問題点2のサービス向上のため、利用者の動向、アンケート、苦情・事故の発生状況報告など評価を実施されているのかとのお質問でございますが、アンケート調査等は各施設において指定管理者が直接利用者等に随時要望等をお伺いするなど、きめ細かなサービスが提供できるような体制をとっております。また、苦情等に関しましては、現在のところ大きな苦情・事故が発生していないことから、一定の評価ができると考えているところでございます。

次に、問題点3と4のご提案に関しまして、既にふれあいセンターにおきましては、各種団体の代表者によります田原本町ふれあいセンター事業運営委員会を設置し評価をいただいているところですが、今回ご提案をいただきました内容を参考にしながら、より一層のサービス向上のため事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。

なお、後からの個々のご質問につきましては、所管する部長からご答弁を申し上げます。ご了解のほどお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 2番目の行財政改革について、（イ）今後予定されている指定管理・委託等について、平成24年度から宮古保育所の完全民営化に向けての検討事項についてのご質問にお答えいたします。

まず、現在、宮古保育園は町立の保育園で、管理を社会福祉法人に委託をしてお

り、形態は、いわゆる公設民営方式でございます。来年4月から、建物などを法人に移管し、民設民営での実施を考えており、現在検討を進めているところでございます。

民営化の目的につきましては、建物が法人のものとなり、新しく建て替えをする場合の国庫補助金について、公立での整備では補助制度がありませんが、民間で整備の場合は、2分の1の補助制度がございます。建て替えに際して入所定員を増やすことができ、待機児童への対応も可能となることから、社会福祉法人と連携し、整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、事業費として平成23年度以降、5億5,553万7,000円を算出しているが、民営化に伴う経費の削減効果をどのように算出しておられるのかにつきましては、本町の3保育園や管外委託の保育にかかる1年間の経費が、5億5,550万円でございます。このうち宮古保育園が公立で、これの民営化に伴う経費の削減効果につきましては、既に直営ではなく委託を行っておりますことから、本町の正職員の保育士はおりませんので、人件費などは削減済みとなっております。さらに光熱水費など、維持管理経費について軽減が図られるものでございます。

完全民営化に向けた入所児童に対しての事務的な処理につきましては、現在、既に民営で行っており、大きな処理は生じないと考えております。

また、放課後児童健全育成事業の指定管理業者の選定基準につきましては、施設の設置目的を効果的に達成できること、管理運営を安定して行う能力を有していること、サービスの向上が図られること、法令を遵守し適正な管理運営ができることなどが挙げられます。

民営化先として具体的にどのような業者、団体を想定しておられるのかにつきましては、法人その他団体を公募するもので、例えば、社会福祉法人、学校法人、民間団体などを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） 次に、第3点目の行財政改革の経費節減についてのご質問でございますが、議員がお述べのとおり、これまで電気の供給は地域ごとに国か

ら許可された電力会社のみが行ってきました。しかし、平成17年4月より電力小売自由化が拡大され、新たに電気事業に参入した事業者、特定規模電気事業者PPSや他区域の電力会社から電気を購入することができるようになりました。

現在、庁舎、出先機関、学校等の電力供給は関西電力から購入しております。庁舎が使用する電力につきましては、特別種別「蓄熱調整特約S」を契約しており、本町は庁舎の地下に蓄熱機器（貯水池800立方メートル）を設置しております。蓄熱調整特約の年間の割引額といたしましては、平成21年度ベースで年額108万7,000円で、これは年間支払電気料金の概ね6.7%の額の割引を受けしており、平成22年度ベースで年額118万円で、年間支払い電気料金の概ね7.1%の額の割引を受けております。

今後、庁舎はじめ出先機関などの電力調達の選択肢におきましては、情報の収集、他市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 答弁ありがとうございます。時間の都合がございますので、学童保育について再度質問をしたいと思います。

先ほど答弁をいただきましたが、この学童保育の事業は少子化が進行する中で、子育て支援の観点からも、これまで多くの議員の皆様からも事業の拡充を求めて意見が出されております。

私も平成18年の第1回定例会をはじめ、機会あるごとに施策の拡充を提案してまいりましたが、答弁にありましたように、今回設置条例の一部を改定する条例案が提案されて、学童の対象学年を4年生にまで拡充、学童の実施時間を午後6時30分まで、休業日は午前8時から午後6時30分までに延長することが、この事業を指定管理者に行わせることができるとの条例改正にあわせて、改定が提案をされております。この指定管理者制度の目的である住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることと整合し、子育て支援の観点からも一歩前進するものと私は評価をしています。

しかし、私が平成18年の第3回定例会での質問の資料として、県下の14市町村を調査した結果、6年生までを対象としているのは、当時の段階で10市町村に

も及んでおり、それ以降、全国的にも子育て支援の施策の重要性が増す中で、6年生までに対象を拡充する動きが広がっております。また、保護者の就労実態等を踏まえて、開設時間を午後7時まで拡充していく必要があると思います。日本の経済状況の低迷から共働きの家庭が増える中、社会の変化に対応した施策をぜひ行なうべきだと私は考えます。

この学童保育の事業について具体的に2点質問したいと思います。

現在学童の登録人数は175名で、指導員の方は全体で13名のようにあります。指導員の方は保育活動はもちろんのこと、子どもがいない時間に行っている仕事も多く、保育の打ち合わせ、当日の流れや仕事の確認、おやつ準備、トイレ、玄関、外回りの掃除、出席簿等の管理、あるいは行政、学校、保護者などとの連絡、部屋の飾りつけ、誕生カードの作成など、休む暇もなく仕事をされております。また、子どもが家庭に帰ってからも、気になった子どもについての話し合い、そのうちに保護者に連絡することへの確認と保護者への連絡、あすの予定の確認と必要な準備、そして清掃、後片づけ、戸締まりなどをしておいでになります。また、夜や日曜日にも保護者に連絡をとったり、相談を受ける場合などの仕事も多く、子どものけが、事故、病気等について、あるいは子ども同士のトラブルや友達関係、保護者からの子どもについての相談などに対応しておられます。

このような職務を日々こなしておられる指導員の方の身分や待遇の改善はどのように取り組まれているのでしょうか。

田原本町では保母の資格を有するなど、専門性を求めているにもかかわらず、身分は日々雇用職員で、時給は一律823円のみで、年齢や経験年数による加算、交通費、退職金や一時金、社会保険もありません。川西町は指導員の退職積立金を学童の運営している保護者会に支給し、奈良市は交通費や経験年数、勤務時間により加算をしております。保育に情熱を傾け、保護者の期待に応えていただくためにふさわしい身分と待遇、これを保障すべきであると私は考えます。

指定管理者制度の導入に当たり、指導員の身分と待遇の改善にどのように取り組まれるのか、お答えをいただきたいと思います。

もう1点質問いたします。具体的に申し上げたいと思います。

東小学校の学童保育につきまして、指導員は以前は2名でしたが、現在1名にな

っております。これは学童の登録人数から指導員が1名になっていると考えられます。

しかし、指導員の方は、先ほど紹介いたしましたように、保育以外に多岐にわたる仕事をこなしておられます。1名ですと相談できる同僚もいなくて、保育はもちろんのこと、学童の関連の事務、あるいは保護者との連絡など、手が回らない状態で、部屋を空にしてトイレにも行くことができない状態になっております。冬になりますと、保護者が迎えに来る時刻にはすっかり暗くなり、子どもの安全確保のために不安な点もあります。

私が一番危惧するのは、2001年6月8日の大阪教育大学池田小学校で起こった、8人が死亡、15人が負傷した無差別殺傷事件が10年を経過する中で、校門やカメラなどによる監視なども含め、ややもすれば危機管理意識が緩慢になっているのではないかと不安を覚えております。

今回の指定管理者制度の導入に当たり、指導員の配置基準を見直し、保育の質を向上させるとともに、危機管理の観点からも最低配置基準を2名にすべきであると考えます。町の考えをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） お答えさせていただきます。

まず1点目の指定管理者の件でございますが、指定管理者の仕様書案ということで、今議会で承認をいただきますと、今後募集を進めてまいりたいと考えております。

その中で指定管理者の仕様書案では、現在町が雇用している学童保育指導員の雇用に努める旨を明記をしていきたいと考えております。しかし、雇用される今の指導員でございますが、これは指定管理者が雇用するという形になります。法令遵守という形の考え方で募集要領につきましても示していきますので、その法令を遵守して雇用をしていただく形になろうかと思っております。町といたしましては、その雇用形態と言いますか、雇用の条件までは指定できないという形の考え方をいたしております。

それから次に、指定管理者の導入に当たり、その配置基準の見直し云々という形

のお話でございます。

これも仕様書案では、学童保育の施設等の性格を考慮し、最大限の効果が発揮され、かつ利用者の利便性を損なうことがないように職員数を配置するという形のことの明記を考えております。そして配置人数を変更する場合につきましては町と協議をするという形の一文を明記したいという考え方をいたしております。

今現在利用人数の少ない、前年度の実績で申しますと東幼稚園につきましては、平日平均は5名という形の利用でございます。これにつきましては、平均1名という形の指導員の配置という形になってございますが、他の5学童につきましては、複数配置という形になってございます。

今後も指定管理者制度への移行に向けまして、サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） それでよろしいですか。6番、西川議員。

○6番（西川六男君） もう時間がありませんので、また具体的に担当部局へお聞きしたいと思っておりますので、終わらせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） 議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

（1）歩育をどのように推進されるか。

学校や家庭で子どもたちに歩くように勧め、体と心の発達を促す「歩育」、社団法人日本ウォーキング協会が中心となって普及が進んでいる。子どもたちの深刻な異変に今必要なのは歩くこと。「歩育」に関して斬新な教育プランを子どもたちに、また保護者にどのように提供し、どのように指導していくか。

新学習指導要領の体づくりの運動の一部に新たに位置づけられたこともあり、教育活動全体を通じて「歩育」を推進する環境が整ってきた。本町の考えをお答えください。

（2）学校・家庭・地域の「絆」をどのように強化するか。

少年の非行防止で重要なのは「絆」であります。少年を取り巻く社会環境は情報化の進展等により、少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な情報の氾濫な

ど著しく変化し、少年の意識や行動にも大きな影響を及ぼしています。

少年問題は社会全体の問題であることを常に認識し、行政はもとより学校・家庭・地域など各分野において町民一人ひとりが魅力ある社会づくりの実現に向かって努力しようではありませんか。

奈良県における暴力行為は全国でもワースト2位という厳しい現実を前に、非行防止の人づくりの基本は「絆」であります。本町は「絆」に関してどのように教育指導、及び保護者を対象にどのように指導されているかお答えください。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） 7番、竹邑利文議員のご質問、「教育活動の環境について」の第1点目「歩育をどの様に推進されるのか」についてお答えいたします。

文部科学省におきましては、子どもたちの体力について、運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が依然深刻であるとの認識を示しております。それを受けて、新学習指導要領の体育において小学校・中学校の全学年の活動の基礎として「体づくり運動」を位置づけています。

新学習指導要領による体づくり運動とは、小学校低・中学年では「体ほぐし運動」と「多様な動きをつくる運動遊び」、小学校高学年及び中学校では「体ほぐし運動」と「体力を高める運動」になります。小学校では、体づくり運動で学んだことを保護者等と実践するなど、家庭で生かすことを目指した学習が行われます。これを踏まえて、中学校では、生活習慣の改善も含めて休憩時間や運動部の活動、家庭などで生かすことを目指します。

本町におきましても、子どもたちの体力向上を図るため、休み時間や帰宅後の遊び、家族とのふれあい等、学校生活や家庭生活で生かすことを重視し、体づくり運動の授業改善に努めてまいります。

次に、2点目の「学校・家庭・地域の絆をどのように強化するか」についてお答えいたします。

文部科学省の「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によりますと、奈良県の小・中・高等学校の児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数は7.6件で、全国平均の4.4件に対して高い発生率、ワース

ト7位となっております。

本町におきましては、少年の非行防止及び健全育成を図るため、学校教育では道徳教育による規範意識の醸成や体験活動などを通して、豊かな人間関係づくりや公共心の育成を図っております。また、青少年健全育成事業におきまして、毎年、校区ごとに推進地区を設け、子どもたちの抱える問題や環境改善などについて話し合う育成懇談会を開催し、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を見守る活動を展開しております。特に昨年度より「つながり」をテーマといたしまして、家庭教育部会などでも、子どもとつながる家庭づくりについての研修を重ねてまいりました。

今後とも学校・家庭・地域が連携し、人間関係の絆を深めるため、全町的な組織での推進を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員。

○7番（竹邑利文君） （1）の質問に関して。児童・生徒に肥満児が増えつつあります。原因はやはり運動不足、すなわち歩育が重要と思われれます。

ある教育委員会が小・中・高校生に毎日1万5,000歩以上歩きなさいという目標を掲げた。まず本町の7校でモデル校をつくり、歩数計を配り、子ども達の体育向上の推進をお願いしたい。

モデル校つくれるか、歩数計配れるか、お答えください。

（2）に関して。7月31日（日曜日）、斑鳩町のいかるがホールにて、健全育成奈良県カンファレンスがあった。「カンファレンス」とは、少年の非行防止と健全育成を図るため、少年補導員等少年警察ボランティアや保護者、教員等、県民すべてがともに協力して「地域の絆」を強化し、地域で子どもを見守り育てる社会を構築することを目的に開催された。主催は奈良県・奈良県警察・奈良県教育委員会で、講師は福岡県の南蔵院住職、林覚乗なんぞういん はやしたくじょうさん。地域の絆で非行防止を講演された。「心ゆたかに生きる」をテーマに、林さんは「周りの大人が心豊かなら、子どもは立派に成長する。孤独を感じている少年の心に寄り添ってほしい」と、地域の見守る力が大切と説いた。

私は、よき講演だと感銘を受けた。約600名参加していた。本町の教育委員会は参加なし。保護者の認識を向上させるのは教育委員会の使命だ。他の市町村は参

加しているのに、本町はなぜ参加しなかったのか。参加していない理由をお答えください。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） まず1点目でございますが、歩育に重点を置いて、モデル校をつくって、歩数計を渡し、充実を図っていかないかということでございますが、現段階では文部科学省におきまして、新学習指導要領の体育の基礎として、体づくり運動として位置づけていますことから、モデル校をつくって歩数計を配付する考えはございません。

それと2点目でございますが、健全育成奈良県カンファレンスが開催されたことにつきまして、教育委員会として参加がなかったということでございまして、これについては、一応対象は少年補導員及び一般ということになっておりまして、議員から関係課への連絡をいただき、こういう開催がされるということを経験は入れておりましたが、当日出席できなかつたことから後日関係資料を取り寄せ、本町における青少年健全育成に向けた地域の絆の強化に役立ててまいる考えでございます。

○議長（松本宗弘君） いや、なぜ参加ができなかつたかということとは。

○教育部長（福井良昌君） 通知文等をいただいていたという経過もございまして、その辺で行けなかつたという状況でございます。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員。

○7番（竹邑利文君） 子どもは、やはり田原本町の大きな財産であります。豊かな田園都市田原本町の未来は子ども達にあります。

子どもを犯罪から守る活動の推進。

子どもの交通安全確保の取り組みの推進。

これからもよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 答弁はよろしいですか。（「はい、結構です」と竹邑利文議員呼ぶ）

以上をもちまして、7番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。

続きまして、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

まず先日の台風、大雨で被害を受けられた方々に対し、お見舞いを申し上げますと同時に、一刻も早く復興されることをお祈り申し上げます。

さて、質問させていただきます。

学校図書館についてでございますが、学校図書館は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割を担ってまいりました。さらに今年度から「言語力の育成」をうたった新しい学習指導要領がスタートしたことにより、学校図書館の役割はこれまで以上に増してきております。しかし、本年6月1日に文部科学省が公表した「平成22年度学校図書館の現状に関する調査」の結果によると、学校図書館は人的・物的両面にわたり整備において少なからず課題を抱えていることが明らかになりました。

例えば人的な面では、11学級以下の小中学校のうち司書教諭の発令を実施している学校が2割程度と極めて低い状態であることや、学校図書館担当職員、いわゆる学校司書不在の小中学校が半数以上に達するなどの問題が出てまいりました。

一方、物理的な面については、小中学校等における図書整備の目標である「学校図書館図書標準」を達成した小中学校の割合が、平成21年度末現在で5割程度にとどまっています。

また、新学習指導要領に各教科での活用が盛り込まれた新聞の配置状況についても、小学校では約6校に1校、中学校では約7校に1校しか配備されていないのが実情です。

ちなみに学校図書館図書標準では、学校の学級数で置くべき図書の数が定められております。小学校では、8学級では6,040冊、9学級では6,520冊、10学級では7,000冊など、また中学校でも学級数に応じて定められています。

これまでも学校図書館は、その本来の役割の大きさ、重要さにもかかわらず、人的・物的な面での整備は行き届いていないため、必ずしも十分な活用をされていないことがたびたび指摘されてきました。児童生徒の読書活動を推進し、言語力の育成を図っていくためには、児童生徒が積極的に活用したくなるような学校図書館へと整備する必要があると思われれます。

学校図書館の図書整備の財源については、「新学校図書館図書整備5カ年計画」により、地方自治体に対し、平成19年度から平成23年度までの5年間で1,000億円規模の財政措置を行っていますが、実際はあまり活用されておられません。

そこでお伺いをいたします。本町の学校図書館のより機能を充実すべく、現在の人的・物的整備の実情をお聞かせください。特に平成19年度から5年間、「新学校図書館図書整備5カ年計画」を掲げられたこの期間の推移をよろしく願いいたします。

次に、学校給食の安全についてお伺いをいたします。

福島原発の事故後、放射線に対する食品の影響、さらにそれらを食べたときの身体に対する影響が懸念されています。まだ我々関西ではさほど深刻なことはありませんが、首都圏の母親の間では、こんなあきらめにも似た声が聞かれるそうです。

それは「いくら家で子どもの食事に気を遣っても、毎日給食を食べていたら」ということが言われているそうです。つまり2学期を迎え、学校給食の安全性に対する不安と不信が改めて親たちの心を覆っているそうです。給食に使われている食材は本当に安全なのか。

この原発事故後、放射性物質に汚染された野菜や魚、原乳の存在が明らかになると、親たちは一斉に非汚染食品の確保に走り出しました。だが、いくら家庭で努力しても、子どもたちが毎日学校で食べている給食に汚染食材が使われていたら意味が薄れてまいります。原発事故後、各地の学校や自治体には給食で使われる食材の産地に関する問い合わせが多く殺到しているそうです。

国は食物の汚染の「暫定基準値」を設け、それを超えないものは子どもが食べても安全と強調しております。その方針を受け、各自治体や学校も「給食には暫定基準値以下の食べ物しか使っていないから心配はいらない」と繰り返しております。

7月に発生しました汚染牛肉問題、セシウムに汚染された稲わらを食べた可能性のある牛の肉が、東北から四国までの12都府県296施設の給食で使われておりました。また、奈良県でも給食ではなく、一般に汚染牛肉が市場を通じて販売されているのが発見されておりました。親たちは市場に出回っているという大雑把な指標よりも、うちの学校の給食の安全性を把握したいと思い、こうした親たちが求めているのが、自治体による給食食材の独自検査であります。

国は今後検査機器を無償で自治体に貸与し、よりきめ細かい食品の汚染把握を支援する予定だが、実施するかは自治体にかかっている。自治体は自ら安全の根拠をつくり、親・保護者に給食の安全性を証明すべきだと思われる。

そこでお伺いをいたします。本町の学校給食の安全性、特に今はあまり影響ないと思われませんが、放射能物質に汚染された食材をどのように見つけ、また対応されていくのか。子どもたちが学校給食で内部被爆するのを少しでも抑えたいという親の思いは、「気にしすぎ」の一言では片づけられません。町の考え方をお聞かせください。

次に、トレーサビリティについてお伺いいたします。

この言葉は食品の一つひとつに、それがつくられ、また生産された工程のルーツがわかるシステムです。野菜では、どこのまちで誰が生産したか、また農薬の有無までわかり、いろいろな情報が載っています。魚、肉、加工品も同じように情報が提供されており、その情報を元に安心して買い物をしておられる方が増えてきております。

学校給食の情報を現在いろいろと提供していただいておりますが、このトレーサビリティに関してはどの程度提供されているのか、お聞かせください。

次に、本町における節電対策及び効果についてお伺いをいたします。

今年も暑い夏が過ぎ去ろうとしています。本年の夏は例年の夏と違って、幾ら暑くても我慢を強いられた夏と言えましょう。東北大震災時、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、全国的に原子力発電の危険性が問われ、多くの発電所でストップがかかり、発電能力が大幅にダウンし、供給に不安が起こり、また連日の猛暑で電力需要が大きく伸びました。

全国の電力会社は、本年から新しく「でんき予報」で電力使用の削減を呼び続けております。一方、節電では企業に15%の強制節電を呼びかけ、家庭にも同様の数字の節電対応を求められました。我々関西でも関西電力の福井原発が一部点検のため、止めてあったのが再稼働できず、電力供給が差し迫った状況となり、企業や家庭では節電目標がコロコロしましたが、積極的に節電をしました。家庭ではクーラーの設定温度を28度に上げたり、また省エネ製品に替えたり、待機電力をなくしたり、それぞれ工夫をされ、また企業も工夫をして、今年の危機を乗り越えられ

ました。

しかし、この電力需給の逼迫状況は、この夏だけではなく冬の電力不足も招くと言われております。新しいエネルギー政策ができ、そして実施されなければ予断を許さない事態は今後何も変わりません。そのことができる間、みんなで協力し、逼迫した電力需要に対応していかねばなりません。

今述べましたように、家庭や企業で相当節電の努力をされておられます。本町においても、数年前から経済コスト削減という観点から対策を取られておられました。しかし今年の対策は経済コストを超えたものであると思います。

そこでお伺いしたいのが、本町における関連施設を含めて、どのような節電対策をとられたのか。また、その効果をお尋ねいたします。

以上、私の質問でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 5番、古立議員の2番目のご質問、「学校給食の安全について」の1点目「給食食材の放射線の影響と対策は」についてお答えいたします。

本町の学校給食で使用する食材は、食品衛生法に基づき食品の暫定規制値を下回り、国や県の適切な管理のもとに流通している農畜産物を利用しております。また、従来より牛肉はBSE検査証明書及び個体識別番号の提示を義務づけ、その他食材の納入時には食材品質点検をし、食品添加物、農薬などの食材検査を実施いたしております。

今後も引き続き「安全でおいしい学校給食」の提供に向け、国、県、関係機関とも連携を図り情報を共有し、安全な食材の購入、衛生面での徹底など、安全性の確保に努めてまいります。

次に、2点目「トレーサビリティの公開は」についてお答えいたします。

近年、遺伝子組み換え作物や、食品アレルギーやBSE問題、偽装表示、産地偽装問題などの発生に伴って、食品の安全性に対する関心が高まっている中で、原発事故により食品に含まれる放射性物資について、食品分野でのトレーサビリティが議員お述べのように注目されております。

学校給食用食材の供給経路につきまして、米・小麦粉・米粉などは奈良県学校給

食会より、牛乳は国の学校給食用牛乳供給対策要綱に基づき県が決定した業者より購入しております。野菜については、地場産野菜はJA奈良県より、その他の野菜は生産地について確認し、町内業者から購入しております。

今後とも食材の生産地及び購入業者名は教育委員会事務局、各学校及び町給食運営協議会で把握してまいりますので、引き続き食材を含めた学校給食の情報を公開してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） 第1番目のご質問、学校図書館について、学校図書館における人材・物的整備についてお答えいたします。

読書は子どもたちの心を耕し、言葉の世界と出会うことで感性を磨く活動です。学校図書館はこれに加え、さまざまな情報を選択・活用することによって、主体的に学ぶことができる人間に育てるためのセンターであると認識しております。また、新学習指導要領では小・中学校とも児童、生徒の言語活動を充実することが明記されています。そのためにも学校図書館のさらなる充実と積極的な活用が不可欠であると思われまます。

まず、町内小中学校の学校図書館における人的配置ですが、司書教諭につきましては、総クラス数が9学級である東小学校を除いて、すべての学校で発令をして配置しております。また、各学校において図書委員会活動を通して、読書活動の充実を図る全校的な取り組みを推進しております。

次に、学校図書館図書標準数に対する各学校の蔵書割合ですが、過去5年間を見てもみますと、平成19年度の達成率が全小中学校平均で70%（5万424冊）であったことに対し、年々達成率が上昇しており、平成23年度には達成率は82%（5万7,896冊）となる予定であります。

平成23年度の図書購入につきましては、通常の図書購入予算に加えて、国の地域活性化きめ細やかな交付金を活用し、1校につき50万円の配分を行い、蔵書数の増加を図っております。

今後とも学校図書の蔵書数の整備と充実に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） 第3番目、節電対策についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の、町関連の施設についての節電対策とその効果は、とのご質問でございますが、東日本大震災の電力不足への懸念や関西電力の15%節電要請を受け、町民の皆様方には広報紙を通じて、家庭における節電対策のご協力を求め、また、県内自治体、事業所等も夏場の省エネ対策に工夫を凝らし取り組んでまいりました。

そこで本町における節電対策の取り組みにつきましては、従前より昼休みの執務室の消灯、庁舎廊下の部分消灯等、適正冷暖房温度の設定に取り組んでまいりましたが、震災後の電力不足により、7月1日から従前の取り組みに加え、東南エレベータの停止、北西エレベータの職員の利用禁止、トイレ・コピー室等の不在時の消灯、地下廊下の全面消灯、執務室・食堂・職員更衣室の蛍光灯の間引き消灯、また従前の水曜日のみのノー残業デーに、月曜日と金曜日を追加し、照明及び空調の電力の節電対策に取り組んでまいりました。

また、本庁舎だけでなく各出先機関におきましても同様の節電対策を行っておりますが、青垣生涯学習センターにつきましては、節電対策は住民サービスの面から例外といたしたものでございます。

節電対策につきましては、以上のような取り組みにより効果があったもので、夏場だけでなく今後も継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございました。ちょっと少しお聞きしていかさせていただきます。

まず学校図書館なんですけども、目標数に対して82%というお答えだったと思います。それで平成19年度から平成23年度見込みまで見ますと、この間で小中学校で増えたのが1,000冊増えてます、平成19年度から平成23年度までね。これは1,000冊ですので、7校で割ると200冊を切ります。そうですね。そ

それをさらに5年で割ると1年間1校当たりで幾らもありませんね。

だからこの82%の目標というのが、僕は少ないんじゃないかなと思っているんです。やっぱり90%ぐらいまで上げていただきたいんですけども、それについてどう考えられるのか。今後そこまで持っていくのは難しいのかどうかという、その辺の町の考え方をお聞かせください。

次に、学校給食の安全なんですけども、国のほうで放射線の検査機器を貸与すると、来年度ですね。という話が出てきております。それに町として対応できるのかどうかということをお聞きしたい。

もう1点、トレーサビリティなんですけども、これの主要品目だけでも、産地とか、細かなものを保護者のほうに提供できないか。せめて米、それから牛肉、肉関係ですね、それから牛乳、小麦粉とか。まあ小麦粉は輸入だと思うんですけども。そういう部分の主要品目だけでも、トレーサビリティの情報を流してあげてほしいと思うんですが、それに対して、そういう対応はできるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それともう1点は節電なんですけども、庁舎はいろいろとやっておられてわかるんですけども、効果がちょっと出てきてないということで、効果はどのように考えられるのか。それと関連施設がほとんど同じということなんですけども、関連施設ほど電気をかなり使っていると思うんですけども、その辺の対策を述べられておられないんですけども。わかる範囲で結構ですので、お答えください。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） ありがとうございます。

今の放射線等についての国からの貸与の件につきましては、県とも相談をいたしますけれども、今のところ町独自でお借りするということは考えておりません。

それからトレーサビリティの問題でございますけれども、保護者につきましては、先ほども答弁で申し上げましたとおり、町の給食運営協議会、ここは保護者の代表が5校とも複数で参加しておられますので、そのところで、産地、また業者名については公開をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 学校図書館でございますが、図書冊数を80%から90%に上げられないのかということでございます。

現実的に平成19年度から70%から82%という形で、平成23年度におきましては、予算的におきまして、先ほど申しました50万円ずつの350万円、それと従来の予算でございます350万円を加えますと700万円での購入を行うわけでございます、大体600冊ほど出てくるということでございます。

350万円の交付金に対する購入でございますが、今現在すべて購入は終わっておりまして、大体1,350万円で1,500冊、1校当たり333冊という状況でございますので、あと残り、この倍近く出てくるということと、あと廃棄も出てくるという関係から増えますけども、また減っていくと。

それと学級数の絡みもございます。標準学級と申しまして、普通学級のみではございませんでして、特別支援学級も含んでおりますので、あまり学級数と従来とは生徒数は減っておりますけども、学級数等があまり減ってきていないということでございますので、その学級数を標準にした基準でございますので減ってこないという状況でございますので、予算的に許す限り増額願えれば、また購入も可能かなと。100%維持できるかなという考えはしておりますが、奈良県下の平均をとりましたも、75%から80%というぐらいが出ておりますので、まあその辺でどうかという考えもしております。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。

効果でございます。効果につきましては、まず本庁舎につきましては、電力に対してまして約10.9%の削減でございます。中央体育館につきましては21%の削減でございます。水道課につきましては4.7%、環境管理課につきましては5.1%と、かなり効果があったものと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。

この節電のことでちょっとお伺いいたしますけども、まあ大変やっていただいてありがたいと思いますけども、生駒市では新聞で出てたと思うんですけども、節電

効果を住民のために使うということで、生駒市では36万円ほど節電できたらしいですね、それをふれあいセンターのお風呂を無料で開放すると、そのお金の部分までね。そういう政策をとっておられます。それがいいか悪いかは、ちょっとまた別問題なんですけども。やはりこれだけ浮いた分を有効に活用していただきたいなという思いがございますので、質問ではないですけども、ぜひとも有効に活用していただきたいと思います。

それともう1点、節電の関連だと思っておりますけども、国のほうで自然エネルギー法案が通りました。これはやっぱり我々も協力していかなければならない部分があると思っておりますけども、その中で、従来から太陽光発電を提案させていただいたんですけども、なかなか町としては考えていないとか、今する気はないとか、そういうご答弁でございましたんですけども。特にこの節電を契機に、自然エネルギー法案もできましたので、この自然エネルギーを導入するという考えはございませんか。その点をよろしく願います。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。

その件につきましては、確かに今、国が示してます太陽光発電でございます。本町につきましては、できる限りのことを今後考えていきたいなと思っております。その分野につきましても、パネルの設置等も十分考えた上で今後検討していきたいなと考えています。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして、3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） まず初めに、先日の台風12号で大きな被害に遭われた方にお見舞い申し上げます。

1、清掃工場建設についてです。

ごみのルーツは自然・大地です。自然・大地の恵みである製品のなれの果てがごみとなります。本来なら自然・大地に帰すことができるはずのものが、多様な素材の出現と、莫大な量の影響で自然・大地に帰すことができません。大量生産、大量消費の社会状況がごみ処理をすることを自治体に求めています。ごみ処理が可能な

いと自治体として責任を果たせないこととなります。

前の町長は、市町村合併にごみ処理の解決策を模索した結果、町内に建設するしかないと覚悟された上で退職されました。寺田町長は前任町長の覚悟を理解されず、御所市に共同で清掃工場を建設する道を選択されました。町広報には「御所市と協議を重ねてまいりました。その結果、広域建設に向けて両市町の基本的な合意ができ、今回の事務組合設立の承認に至りました」と述べておられました。

ところが一部事務組合議会を開くことさえままならず、「御所市と田原本町の二市町でつくる」枠組みの合意さえないことが明らかになりました。

先の6月議会で、本町議会が五條市の参入に反対の決議を上げましたが、御所市議会では全協で賛成の決議を上げられました。その上、「五條市が再度参入の依頼をする」と新聞報道されています。

既に御所市とは、いわゆる「けんか状態」になっているということです。これまで町長が説明されてこられた方向と違う事態になっています。もう修復は難しい状態ではないでしょうか。どうするのか。たくさんの住民の方が心配されておられます。

清掃工場がないと住民の生活を保障することはできません。今、町長に求められていることは、本町のごみ行政に腹を据えて取り組まれることです。財政負担という一面だけを捉えて判断するのではなく、本町のまちづくりにとって、どのようなごみ処理方法が一番適正なのかを判断されることです。御所との共同がだめなら民間委託でつなぐという安直な考えでは、ごみ問題の解決をさらに困難にしてしまいます。

私は、町内に清掃工場を建設すると覚悟を決められて、住民の皆さんとごみ処理の重要性、必要性の理解を深められることを求めます。御所市長や議会にへつらうのではなく、本町住民の皆さんと汗をかくことが大切ですし、建設的です。

そこで町長の所見を伺います。

①御所・田原本環境衛生事務組合で清掃工場を建設できると考えておられるのですか。

②政治生命をかけて清掃工場を建設する決意はあるのですか。

2つ目の質問です。唐古・鍵遺跡史跡公園について。

唐古・鍵遺跡は約40ヘクタールの地に約600人が住まいし、木製品製作、土器製作、石器製作、織物、青銅器製作の技術集団を養うだけの財力を持った弥生時代の最先端都市であったことを物語る遺跡です。本町の自慢の遺跡であるとともに、人々の誇りでもあります。

平成15年に基本設計がまとめられ、今、毎年少しずつ造成されています。どのような史跡公園になるのか、たくさんの方が楽しみにされています。

そんな中で、今年6月27日、唐古・鍵遺跡史跡公園実施設計が入札され、空間創研が落札しました。どのような史跡公園をつくるのか一定の方向が固まったので具体化されるのだと思います。そこで基本設計の内容とどのように変わったのか確認させていただきます。

基本設計の基本方向は「風景としての弥生時代の再現」と「追体験し学習できる場」とすることです。「弥生の風景の再現＝原っぱ」では、公園になっても人が集まらない公園になってしまいます。だれも来ない原っぱに10億円以上のお金を使うと「何無駄遣いしてるんや」ということになってしまいます。史跡公園をつくるとしたら、何回もリピーターが来て、人の集まるものにする必要があります。

そこで、「体験学習できる場所として多くの方が利用する公園にすること」を公園設計の基本に据えることが大切ではないでしょうか。本町では既にボランティア団体「唐古・鍵遺跡の保存と活用を支援する会」、愛称「唐古・鍵支援隊」が、埴輪づくり、勾玉づくり、土器づくり、火おこし、赤米炊飯、機織りなどのメニューを開発し、小学校や子ども会などで実践されています。この体験学習を他市町村の子ども達に、弥生時代ファンに、広く体験していただく仕組みを盛り込んでおくことが大切です。雨など天候に左右されずに体験学習をする場所が必要です。学校からバスで体験学習に参加できるようにするために、バスをとめる駐車場が必要です。この公園を本町の顔として全国に発信するものにするために、どんな内容を実施設計に込められたのか、大変楽しみです。具体的なイメージが沸くように説明していただきますようお願いいたします。

①整備の基本方向は、基本設計で「風景としての弥生時代の再現をめざす」となっていましたが、実施設計ではねらいとターゲットをどのように設定されましたか。具体的な施策は。

②駐車場をどこに確保するのですか。バスは何台とめられますか。

③どんな天候でも体験学習できる場所をどのように確保されますか。

以上です。また追加の質問がある場合は自席でさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 3番、森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

広域建設につきましては、建設予定地である御所市栗阪地区の同意を得たことから、共通課題を行政区を越えて広域的に処理すること、御所市・田原本町が対等な立場であることを基本に、平成23年3月1日、奈良県知事より許可を受け、御所・田原本環境衛生事務組合を設置いたしました。

これまで事務組合では、地域計画（案）の作成、県との事前協議など、広域建設に向けて取り組んでまいりました。

現在、五條市からの参入問題がありますが、この問題を早期に決着をさせ、引き続き広域建設に向けて進めてまいりたいと考えております。

続きまして、清掃工場建設は本町の重要課題であり、これまでも全力で取り組んでまいりました。今後におきましても全身全霊をかけて清掃工場建設を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

（総務部参事 取田弘之君 登壇）

○総務部参事（取田弘之君） 第2番目、唐古・鍵遺跡史跡公園についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の整備の基本方向は、基本設計で「風景としての弥生時代の再現をめざす」となっていましたが、実施設計ではねらいとターゲットをどのように設定されましたか。具体的な施策は、とのご質問でございますが、唐古・鍵遺跡の公園整備につきましては、学識経験者及び地元自治会並びに町議会の代表の方々に組織していただいております唐古・鍵遺跡整備委員会を立ち上げ、公園整備について検討していただいているところでございます。

遠景の山並みや周辺の田園風景、そしてこの地で行われたであろう事柄を追体験

できるよう「風景の再現と出来事の再現」の基本方向は、基本設計と変わってはおりません。実施設計につきましては、基本設計を具体化していくということで、唐古・鍵遺跡整備委員会でご意見をいただきながら現在進めているところでございます。

次に、第2点目の駐車場をどこに確保するのですか。バスは何台とめられますかのご質問でございますが、駐車場の位置につきましては、まだ決まっておりませんが、なるべく北西の入口に近い場所ということで、史跡公園完成の平成29年までの工期の中で仮設の駐車場を活用しながら、なるべく早い時期に考えてまいります。

次に、第3点目のどんな天候でも体験学習ができる場所をどのように確保されるかのご質問でございますが、基本設計では唐古池の南側が体験学習ゾーンとなっております。その場所に40平方メートル前後の東屋としての建物を計画しており、雨天時にはそこで体験学習ができるよう考えているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ご答弁ありがとうございます。

この清掃工場建設の問題については、私から見たら、どうしても財政負担ということを一面に、そのことを第一に考えておられるのではないかなというふうにしか見えないのですが、この3月の東日本大震災が起これ、国から出るはずだった助成金が、当初は3分の1だったのが、9分の1にまで減ったということをお聞きしました。国の助成金が大幅に減らされるという現状ならば、広域建設するということのメリットは1つ消えたのではないかなというふうに、私は思いました。

それと、本町でこの清掃工場を独自につくるということはできないことはないがとおっしゃった町長のお言葉に一筋の希望を見い出していました。他市の顔色をうかがいながら、この事務組合で本当に建設できるのか。五條市が入ってきたら、さらにややこしくなるのではないかとということを心配しております。この間、住民の方々の声は、「町内につくるべきだ」とか、「田原本のごみは田原本で焼くしかない」とか言われる方が多くありました。

清掃工場を町内に建設することについて、ごみ処理の重要性やら必要性の理解を

どの程度、住民の方々と直接対話されているのか。町長はどの程度それを把握されているのかということに疑問がもたれます。ひざを交える気持ちで語り合うならば、きっと理解は得られるはずだと思いますし、私は、地方自治体というものは対話と行脚で汗をかきながら住民と一つになるものだと思っております。政治生命をかけるということを質問させてもらってますが、そこまでするのも一つではないかなというふうに思います。

住民の理解を得るという点で、町長はどのようにされてきたのか。また、これからどのような方法で理解を得ようとしているのか。その点をお聞きしたいと思いません。

それからもう1つ、史跡公園をつくるに当たって、国からのこと、法律のこととか、いろんな縛りがあるともお聞きしました。とは言っても、目新しさにひかれて公園ができたとき、初めだけは人が集まってきたけれども、あとはカラスが鳴いてるだけというような公園になってしまっただけは、つくった意味がありません。今までさほど歴史に興味のなかった人も、その魅力にひかれ、子どもも大人も何回も訪れ体験学習ができる。またしたくなるという中身の充実が大切だと思います。屋根だけの学習施設では、風の日、雨の日は制限されると思われませんが、いつもできるように壁のある建物というのはいかなるのでしょうか。また、今空いている志貴高校を利用する、活用するという方法もあるのではないのでしょうか。ご検討願います。

それと、駐車場の確保というのは早いうちにとおっしゃっておりますが、いつごろまでにという目標は具体的にあるのでしょうか。そして、その規模はどのぐらいの広さにとかということも考えておられるのでしょうか。お聞きしたいと思いません。よろしくお願います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ご質問ありがとうございます。

国のほうから、先ほども説明いたしましたように、3分の1から9分の1になったということではありますが、これが3分の1から9分の1になったから、だから効果が全然ないんだということではありませんし、余計に広域で進めていくことの重要性というのを逆に認識をしているところでございます。できることでしたらば、議員皆様方のご理解を賜り、2つから3つということで、広域の枠を広げた中でお

進めをさせていただければありがたいというふうに考えておるところでございます。

それから、ごみの処理の必要性について、これは言うまでもなく、住民一人ひとり、すべての皆様方がその必要性というのを認識いただいているところでございます。また同時に行政側といたしましても、地方自治体としてごみの処理をしていかねばならない責任というのも負っているところでもあります。この認識につきまして、どなたに聞いていただいても間違いなく変わらないところであろうかと思いません。

その中において、単独建設がいいのか、あるいは広域建設がいいのか、またあるいは、先ほど永井議員のご質問で述べましたように、委託がいいのかと、いろいろと検討させていただいた中で、単独建設が全く論議する価値がないということは私は言うてはおりません。ただ単独建設、あるいは広域建設を比較する中で費用対効果を考えたときに、今後20年、30年先の財政、そして環境等を考えたときには、やはり広域で建設をさせていただくということがベターな選択であると私は考えさせていただき、そのような判断をさせていただいたところでございます。

住民の皆様方には、いろいろな場所で事あるごとに、私自身の口からいろいろとご相談をさせていただき、おしゃべりをさせていただいているところでもあります。また二元代表制であります議員の皆様方に、まずはご理解をいただき、これをある程度の段階まで早急にお進めをさせていただくことが、今、私に課せられた最大の責務であると考えているところでもありますので、それに向けまして、私自身、全身全霊で取り組んでいきたいと、そのように考えております。

よろしく願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（取田弘之君） 前段の質問につきましてはご検討していただきたいということで省略させていただきたいと思えます。

後段は駐車場の件でございますが、何年からか、広さはどれだけかということは現在未定でございますが、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、現在の仮設の駐車場を活用しながら、史跡公園完成の平成29年までの工期の中で早い時期に、また特別委員会でお示しをさせていただきながら、また審議をいただきたいと、このように考えているところでもあります。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ありがとうございます。

清掃工場においては結果的にどうなるうとも、本当に町民の役に立つ、サービスが低下しないということのを頭に置いて進めて行っていただきたいと思います。

それともう1つは、唐古・鍵遺跡整備計画検討特別委員会というものがありますので、私の質問に対しても、またより深める立場でご検討していただければうれしく思います。

これで質問を終わります。

○議長（松本宗弘君） 答弁はよろしいですか。（「よろしいです、はい」と森議員呼ぶ）

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

正 午 休 憩

午後1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは一般質問をさせていただきます。食事の後で大変緊張感も緩んできましたけども、観客もおられないんで寂しいんですけども、その点では力を入れて頑張らせていただきたいと思います。

まず、今回2つについて質問させていただきます。1番目は入札制度についてです。

3月に発生した東日本大震災では、瓦れき撤去などに地元土木建築業者が活躍されています。建設機械運転の資格を取得してユンボなどを運転する被災者もあり、地元雇用にも貢献されています。大きな災害ほど地元企業の役割の大きいことが伝えられています。本町にはたくさんの建設業者があります。町の工事で事業者の経営を支えることはできませんが、年間10億円以上の工事を発注する町の役割は小さくありません。そして本町は、官公需法に基づき中小企業の受注機会の増大に努める責任を負っておられます。さらに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に

関する法律では、その第1条に「公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請負う建設業の健全な発展を図ることを目的とする」と明記されています。

そこで質問します。本町の地元業者への姿勢と具体的な対策を明らかにされたい。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律で示されている適正化策は、①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること、②入札に参加しようとし、または契約の相手方になろうとする者の公正な競争が促進されること、③入札及び契約からの談合、その他の不正行為の排除が徹底されること、④契約された公共工事の適正な施工が確保されていることとなっています。

本町は、本年度から入札内容を改定されました。

そこで質問します。本町の入札制度を説明されたい。その中で、今年度の改正内容とそのねらいを説明されたい。

今年5月から8月に行なわれた指名競争入札について、各業者ごとに指名された回数を調べさせていただきました。間違っていましたら正解を教えてください。一番多く指名された企業は7回です。6回が5社、5回が3社となっています。そして、全く指名されていない業者も何社かあります。先の6月議会で、副町長は「指名回数を平準化する」と答弁されました。

そこで質問します。年間で何回ずつ指名されるのですか。指名届を出されている業者の中には、町内に住んでおられる個人事業者や町内に本社機能がある事業所があります。その一方で、「田原本営業所」などの名称で、事業実態が町内にない業者もおられます。

そこで質問します。事業実態のない業者をチェックされていますか。受注機会等どのように差別化されていますか。本町が、地元業者への受注機会の確保を充分果たされ、入札においては公正な指名機会を提供されるよう強く求めます。

2番目のテーマに移らせていただきます。保育所についてであります。

最近、子どもの虐待死のニュースが頻繁に伝えられるようになりました。「生を受けて誕生した命を何で奪うの」と、本当に残念でなりません。先日、少し詳しい話が報道されていたので紹介します。母親が「子どもが言うことを聞いてくれへん。手が出てしまう。どうしていいかわからない」、「イライラする。体調も悪く、いっぱいいっぱい」と相談されていたそうです。このお母さんの弟さんは「姉

は苦勞を重ねてきた、人の痛みのわかる人間。こんなことをするなんて信じられない」と話された旨報道されていきました。いろいろな家庭環境があります。特に、非正規雇用など劣悪な親の労働環境が、金銭面だけでなく感情のもつれや、すれ違いなど、毎日毎日が精一杯の状態のお母さんやお父さんを生み出している状態です。ひとり親世帯では、二重労働で何とか所帯をやりくりされている方もおられます。このようないっぱいいっぱいの方に手を差し伸べるのが町の役割です。保育所保育指針には、「保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域のさまざまな社会資源との連携を図りながら、入所する保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行なう役割を担うものである」とうたわれています。

そこで質問します。町は、保育所の役割をどのように認識し、その責任をどのように果たされていますか。児童福祉法には、「保育が欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、町は児童を保育所において保育しなければならない」と明記しています。保育所の入所窓口は町であり、町が「保育に欠ける」と判断した場合は、町が責任を持って対応することになっています。8月の段階でも10人の保育所入所待機児がいると伺っております。その子どもたちがどのような状態で暮らしているのか、大変心配です。

そこで質問します。今年度、町が「保育に欠ける」と判断したお子さんは何人で、どのように「保育」を確保されたのか、入所待機児にどのような対応をされているのか、説明願います。核家族化が進み、夫婦二人だけで子育てに向き合わなければならないケースが増えてきています。私の場合も、急遽、祖父母に応援を求めて何とか子育てをしてきました。祖父母に応援を求めることができない場合、ある市では、子育て支援サービスとして保育所への送り迎え、出産後の調理、掃除、洗濯などを手伝うヘルパーを派遣しているところもあります。子育てはだれしものが初めての経験、子育てを通じて親が親であることを学んでいくものです。親が安心する、親が楽しむ子育てにしていける事が大切です。

そこで質問します。町がどのように子育てを支援されておられるのか、新しい取り組みを考えておられるのか、説明願います。

また、今年は「電力不足」対策として、特に自動車関連の企業が平日を休みにして土・日曜日に出勤されています。どこまで続けられるのか不明ですが、電力需要

を分散するためには今後定着していくように思われます。

そこで質問します。土・日曜日出勤への対応をどのように考えておられますか。どこの町でも高齢化を心配されておられます。この高齢化を緩和する手立ては、若年層、特に子育て家族がたくさん住む町にすることです。子育て家族を増やすには子育て支援策、特に保育所の確保が大切です。本町の将来のためにも、積極的な子育て支援策を打ち出されることを求めて、私の質問といたします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

（副町長 石本孝男君 登壇）

○副町長（石本孝男君） 9番、吉田議員の本町の入札制度についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、本町の地元業者への姿勢とその具体的な対策についての質問でございますが、ご承知のように道路、下水道などの整備を行う公共事業は、公共財で社会資本の整備・拡充と共に、その整備を行うことによりまして建設業者の受注や雇用機会の拡大、また資材等物流、土地の利便性の向上など、町内において直接的または間接的に経済効果をもたらし、ひいては町税収入にも反映するものでございます。この工事をどのような入札条件で発注するかは、一義的には発注者側の裁量ではございますが、入札本来の目的は入札参加資格者を広く求め、最適な契約業者を選ぶことにあります。一方、官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律、いわゆる官公需法などにより、町域内の中小企業の受注機会の拡大も求められております。町内に事業所・営業所を設け、競争入札参加資格審査申請書、いわゆる指名願いでございますが、これを受け付けた業者に関しましては、経営事項審査等による経営状況や技術者・有資格者数、施工実績などを審査し、土木・建築などの業種ごとに町内業者格付け基準によるランク付けをし、それに応じた発注基準を設け、資格者名簿に登載し、その中から指名発注を行っております。しかし、一部大規模工事を発注する場合におきましては、町内で受注できる技術能力等を有する最上級ランクの指名登録業者数が少なく、入札の競争性等を確保する観点からも同等以上の施工能力を有するゼネコンや県内業者を指名しているところでございます。

次に、2点目の本町の入札制度及び本年度の改正内容とそのねらいについてのご質問でございますが、このご質問につきましては、本年6月の第2回定例会で吉田

議員の総括質問にもお答えしておりますが、それを要約させていただきますと、今年度の改定の1点目は、変動率を乗じることによりまして昨年度までは国土交通省が定めております最低制限価格算定基準額よりも低価格になっておりました最低制限価格を、その価格設定の性格から固定化し、かつ事前に公表するというようにしたことをごさいます。ただし、予定価格のみは従前どおり変動制でやっております。

2点目は、設計金額2,500万円以上の工事につきましては、工事を施工する確たる専任技術者の能力が必要であることから、従前から行っておりました現場代理人の専任届けの事前登録制から、配置予定技術者ないし監理技術者を事前に登録するように変更いたしました。

3点目は、入札制度に付随する業者指名について公共工事費が年々減少しており、かつ工事種別も限定する中で工事場所が町内に偏在すること等から、町内の全建設業者に対しまして、それぞれの格付けランクごとに町内一円で指名業者を選定し、年間を通じて平準的な指名回数を行うことにしております。

次に3点目の、年間で何回ずつ指名するのかという質問でございますが、工事の発注につきましては各事業現課より契約検査課に建設工事の発注見通しを報告させ、概算工事料を参考に請負対象設計金額基準に応じ、各業種・各ランクごとに発注件数を把握し、年間指名方法を検討しております。各格付けランクごとの発注基準額に見合う工事件数が必ずしも同数でないことから、全町内建設業者の指名回数は異なりますが、同一ランク内の業者の指名回数はおおむね同数となるように考えております。ちなみに8月末現在で、土木工事の関係でAランク業者は全業者6回、Bランク業者は5回、Cランク業者は5回と4回の指名を行っております。

次に4点目の、事業実態のない業者のチェック、また受注機会をどのように差別化しているのかの質問でございます。

本町に提出されました競争入札参加資格審査申請書には、国土交通省や奈良県の建設業許可及び経営事項審査申請時に工事施工実績・技術者有資格者登録・経営審査並びに事業所の登録状況等の審査を受けた結果をもって、本町に競争入札参加資格審査申請が行われております。本町におきましては、新規に入札に参加される業者に関しましては事務所の確認を行っておりますが、従前から登録し、その後代表者や住所変更等がなされていない状況であれば、所在確認を行っておりません。な

お、田原本町内に営業所を配置されている他市町村本社所在業者の指名に関しましては、年間最大2回を限度として町内業者との差別化を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 2番目の、保育所についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の、町は保育所の役割をどのように認識し、その責任をどのように果たされますかのご質問でございますが、保育所は児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする施設であり、議員がお述べの「入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである」と認識をいたしております。近年子育てをめぐる社会環境は大きく変化し、核家族化の進行や保護者の就労形態の変化は保育サービスに対するニーズの多様化をもたらしており、その責任を果たすため、通常保育をはじめ特定保育、延長保育、病後児保育、地域子育て支援の拠点として子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援など、保育サービスの充実に努めております。

次に第2点目の今年度、町が保育に欠けると判断したお子さんは何人で、どのように保育を確保されたのか、入所待機児にどのような対応をされているのかのご質問でございますが、8月1日現在での申し込み者数は684名で、そのうち572名を入所措置しております。残り112名のうち、現在保育園等に入所中であるが転園希望や特定の保育園の希望などをされている方が62名、8月以降での入所希望者が40名でございます。これらを除いた国の基準での待機児童の数でございますが、これが10名、待機児童数は10名でございます。これらの待機児童保護者等には、町が実施している子育て支援事業につきまして、機会あるたびに情報発信を行っているところでございます。

次に第3点目の、町がどのように子育てを支援されておられるのか、新しい取り組みを考えておられるのかのご質問でございますが、子育て支援について、次世代

育成支援対策推進法に基づき、昨年3月に「田原本町次世代育成支援後期行動計画」を策定しており、子育て支援に関する施策を積極的に推進するための指針として事業の充実・実現に向け取り組んでいるところでございます。

次に4点目の、土・日曜日出勤への対応をどのように考えておられますかの質問については、開所の要望等につきましては現在承知いたしておりません。また現時点におきましては、開所については考えておらないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） どうも答弁ありがとうございます。ここで、もう少し詳しくお伺いさせていただきます。

まず入札についてですが、一応回数がAランク6回、Bランク5回、Cランク5回または4回ということでお答えいただきました。私がちょっと調べたのが漏れてるのかわからないんですけどね、8月25日が最後の入札でしたよね。8月25日までの累計をしますと、例えばCランクは0～5回じゃないかなと思ってるんですよ。Dランクも0～3回ですね。Eランクは1～3回というふうになってるんじゃないかなと思うんですよ。なかなか私は副町長が年間を通じて平準的な指名回数を行うということを打ち出されたのは、なかなかこれはどれだけ事業があるかわからないんですから、それを実現するには難しいんじゃないかなと思うんですよ。実際に、指名願いを出されながら1回も指名されてない業者はおられますよね。私、それは確認したいんですけども、1回も指名されてない業者がおられるかどうか。やはりその辺では、副町長がおっしゃった平準的な指名回数をどのようにこれを達成していかれるのかなというところの具体策をお伺いしたいなと思うわけです。

それと指名業者に関しては、副町長の答弁では要するに書類審査をしますよということだと思っんですね。経営事項審査等による経営状況等ですね、これは皆書類審査かなと。で、新しい業者だけ事務所の確認を行っておりますということで、これは本当に行っておられますか。

それと、やっぱり変更等があった場合はどういうふうに役場のほうが捕捉できるのか。業者から申し出がなかったらわからないのか、それとも役場のほうでわかるのか、そこをちょっと教えていただきたい。

それともう1つ、例えば田原本営業所ということになってまして、実際は看板だけというところもあるかと思いますがね。そのところでは、例えば契約検査課が送る書類、郵便で送られると思いますけども、転送不可というような形でやはりそこへ着くという形の対応をされてもいいんじゃないかなと思うわけですね。書類を送るに当たって転送不可、業者さんはここにいますよ、届けておられるということでは転送不可という郵送の仕方が選択できるのか、この3つ、お答え願います。

次に、保育所の件であります。

保育所のほうは、田原本町のほうも私が言いましたように、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担っているというのは同感ですと、認識していますという答弁をいただきました。そこで、私は1回目に聞かせていただいたのは、入所の申し込みがあって田原本町を受けた人、その中で入れてない人がいてるわけですよ。今回、10人待機されてると。この方にどういうふうに対応してるのかというのを聞いたかったわけですね。それに対する答えは、機会あるごとに情報発信を行っていますと。こんな制度ありますよ、こんな制度ありますよってということだけをしてるというように私は受け取ってしまったんですけども、実態がそうなのか、ちょっと心配なんですね。なぜかと言いますと、部長がおっしゃってたように保育所というのは、児童福祉法に位置づけられている施設なんですよ。児童福祉法は何が書いてあるかと言いますと、その総則には「地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ということが書かれてあるわけですね。ですから、役場がこの人は保育に欠けると判断したわけですよ。保育に欠ける状態が放ったらかしになってることじゃないかと心配してるわけですね。例えば、児童福祉法では保育所に入れるようにしなさいと書いてある。基本的にはそうなんです。ただ、定員等の問題がある場合はまた別の方法も、こんな方法がありますよと書いてあるのが、家庭的保育事業を行いなさいよと書いてあるわけですよ。家庭的保育事業とはどんなものかというのも書いてありましてね、幼児または乳児であって、市町村が保育に欠ける児童に該当すると認める者について家庭的保育者の居宅その他の場所において家庭的保育者による保育を行う事業と書いてあるわけですよ。ですから保育に欠けると認識した以上は、その子がどういう状態か私は心配でならないという状態

が、やはり地方自治体がその子どもたちを、その家庭を育てるということになると
思いますね。その点では残念ながら部長の答弁では入られないことはしようがない
よと、書類だけこんなあるよ、こんなあるよと送ってるよというだけにしかち
よっと聞き取れなかったんで、その点はもっとやっておられるとは思いますが。
その点を具体的に、そういう保育に欠ける子に対してどう対応してるのかと、そこ
をちょっと答えてほしかったんです。それで、そのことについてもう一回再度答弁
を求めます。

それと、これはそんなことを言ってもということもあろうかと思いましたが、
今最後に質問します、土・日曜日の出勤と。今そういう申し出がないから考えてな
いということだと思えますよ。そうだと思います、実際はね。ただ、申し出があ
ったときに考えてたらすぐできるかって言ったら、できないわけですよ。そうい
うことも踏まえて、やはり田原本町で何ができるんだと、どこまでできるんだとい
うことをやっぱり検討してもらわないといけないんじゃないかと思えますね。実
際に申し込みがあつたらすぐ対応できると、依頼があつたら対応できるという形の
ものをやっぱり準備しておいてほしいなと思えますけども、その点はそんなこと
しなくていいとお考えなのか、それともそこまで考えるという意欲を持っておられ
るのか、そこをちょっとお答え願います。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 指名回数の件数の件で、1回も指名されていない業者がい
るじゃないかというご質問でございます。

これにつきましてはCランクの業者で1社ございます。この業者につきましては
株式会社の代表者が死亡されて、その承継手続きがされておらないという状
況でございますので、現在指名をしておりません。ですから、あとCランクの業者
で2社ございます。これは営業所でございます。これは先ほど申しましたように営
業所の指名回数は町内業者に比べて減らすという過程で現在のところまだ指名にい
たっていないところでございます。それからDランク業者については1回ないし0回
ということでしたが、今のところDランクが参入できる仕事の量がまだ発
注が少ないものですから、すべての指名になっていない状況でございます。

それから、平準的な指名をどう行うのかということでございますが、これにつき

ましてはご質問の中でもお答えしましたが、町におきましては一定の設計金額のランクに応じて指名する業者の対象を決めております。例えば5,000万円以上ありますとAランクでありますとか、それから2,500万円から5,000万円はA、Bランク、1,500万円から2,500万円はB、Cランク、1,000万円から1,500万円はC、Dランク、500万円から1,000万円はDランク、それ以下のものはEランクの業者に発注するという形で動いております。先ほど申しましたように年間の工事発注予定でございますが、これは契約検査課がとりまとめまして既に年度当初におきまして発注見通しを報告しております。それによりますと、現在土木工事におきましては本年度予定している工事件数は26件、これにつきましても先ほどのランクでいきますと5,000万円以上の工事は2件と、7件、6件等々でそれぞれの発注基準ごとで変わってまいりますので、それぞれのランクが同一回数で指名できるということには考えておりません。ですから先ほど申しましたように、できるだけ同一業種の同一ランクの業者につきましては年間指名回数は同数に持っていくという形での指名を考えております。

それから書類審査の関係でございますが、一応我々受け取っておりますのは、一つには一応建設業を行うにおきます知事ないし大臣の建設業の許可、ここには当然事業所の本社であるとか営業所でありますとか、技術者の名前でありますとか、それから過去3年間の施工実績でありますとか、というところを記載しておりますので、それをベースに考えております。それから経営状況につきましては、経営事項審査、これは一応原則として1年7カ月に一度出す形になっておりますので、それを出された結果を見ております。それから変更の確認でございますが、建設業法上、例えば事業所の変更なり、代表者の変更、技術者の変更等を行いますと変更届を出すようになっております。一応その写しの提出を求めておるところでございます。

それから営業所につきましては、指名願いを出す書類を転送不可とできないかというご提案でございます。現在普通郵便物で出しておりますので、転送とかそういう行為はできません。（「できますよ、普通郵便なら」と吉田議員呼ぶ）

いやいや、今はわざわざしてもらってませんけども、それについては議員の意見も参考にちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 吉田議員の待機児童、具体的にどのような対応をしているのかと、もっと町としての具体的な対応ということでのご質問でございます。

まず子育て支援、待機児童に関しまして子育て支援という形の中で窓口等におきまして、大きく分けて子育て支援のお母さんと一緒に受けていただく子育て支援というのと、それから民間も含めまして一時保育、預けるという形のそういう事業紹介と言いますか、その2つに大きく分けて案内をしているところでございます。まずお母さんと一緒に事業案内ということで地域子育て支援センターでありますとか、また保健センターでの母子保健事業、それから親子で気軽に交流、相談できる健やか広場等、それから民生児童委員さんにやっていただいております幼児教室等の案内、それから民間等も含めた一時保育等の案内、紹介というような形の中では3園で実施いたしております一時保育、どうしても預けなければならないときにはご利用いただけるわけございまして、3園で実施しております一時保育事業、それから子育て応援のサポートグループというのが町にはございます。そうした一時的な形の中で預かってくれたり、送り迎えをしてくれたり、そうしたボランティア的な形をもってサポートをしていただいているそういう形のグループの紹介、それからひとり親家庭等が利用できる日常生活支援事業というのが県の事業としてございます。これは家事でありますとか、そういう形のひとり親のところに手伝っていただけるように、そういう日常生活支援事業というのがございます。それから認可外保育園等の案内ということで、そういう形のものも案内及び紹介をさせていただいているというようなところでございます。

それから土曜、日曜の開設と言いますか、その準備と申しますか、町としての考え方はというようなことでございます。今回の電力不足、震災によります電力不足によりまして企業等が平日を土日への振り替えという形で行われていることで、こういう形のことが発生しているところでございます。お父さん、お母さん、たまたま同じところにお勤めというような場合もあろうかもわかりませんが、お父さん、お母さんが別のところにお勤めをされておられる場合でしたら、どちらかが土日もおられるというようなことかと思えます。今の現在におきましてはそうした形のことについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ご答弁ありがとうございます。

副町長のほう、入札ですね、大変難しいんだろうと思うんですよ。先ほど話されましたけどね、やっぱりDランクでも私のつかんだ数字ではね、やっぱり指名されてない業者は3社あるんですよ、一回もね。だからちょっとおっしゃったのと違うかなと、私のが間違ってるかもしれません。ただ、DランクやEランクは反対を言ったら発注者、町の裁量でその仕事を増やすことができますよね。例えば、1つの工事を半分に割ったら2社、Dランク、Eランクに下がるとか、そういう加減ができる場所ですよ。Aランクなんていうのは、さほどさわることはできないと思います。わざわざ金額増やすわけにはいきませんが、下へおろすというのはできると思うんです。その点では先ほど工事がありませんというようなことを答弁されてまして、それはもう、発注が少ないとおっしゃったのかな。それはもう町の姿勢の問題だけであってですね、そこをどう増やすかという、何もたくさんお金を使えとは言いませんけどね。要するに工事の中でどれだけランクごとに分けるかというのは町サイドの問題で解決するんじゃないかと思うんですよ。ですから、そういう副町長が受注回数 of 平準化という大きな目標を掲げられた以上は、それを実現するためにもっと工夫してもらえないかなと。これは答弁は結構ですので、そういう指摘をさせていただきます。

あと保育のほうですけども、なかなかちょっとわからないんですよ。もうちょっと大きな声ではっきりとしゃべっていただいたらありがたいんですけど、よろしくをお願いします。

聞いてましたら、お母さんと一緒に受けるサービスと一時保育とかのサービスとがあるんだとおっしゃいましたよね。お母さんと一緒に受けれたら、保育に欠けないと私は思うんですよ。だからお母さんと一緒に受けるのは、そういう保育に欠ける子へのサービスじゃないと私は認識してるんですけどね。だから、保育に欠けて本当に子育てをどうしてるのかという、本当に町が一人ひとりの子どもを心配してるのかということが気になるんですよ。10人や5人と数だけになってるのか、一人ひとりのお子さんはどういう状況にあるんだろうと、そこまで考えてもらってるのか。今の部長の答弁では、10人程度残っているよという、数だけしかないの

かなという印象を受けるんです。そうじゃないと思いますよ。ないと思いますからね、そうじゃないということを知るような答弁をしてほしいなと思うわけです。大変難しい注文をつけるわけですけどね。だから、児童福祉法というところで保育所が位置づけられていると。ですから何も保育しなくても、例えば先ほど言いました家庭的保育事業ということで、だれかが相談に行く、あるいは話に乗りに行く、それから児童委員ですね、の方が訪問してその家庭の状況を確認にいくと、何かいい方法はないか相談に行くというようなことも具体的にやっておられるんじゃないかと思うんですよ。やってないんですか。やってなかったらちょっとわからないですけども、その辺も含めて答えてほしいし。今ちょっと次世代育成支援対策ということで、これは交付金対象になってる事業として3つ挙がってますよね。1つは乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業、やってますよね。それから養育支援訪問事業、やってはりますよね。それからファミリーサポートセンター事業、これはやっておられないと思いますけども。やはりこういう具体的な話をやってみると言ってもらったら、聞いておられる議員の皆さんも、住民の皆さんも「あっ、それだけ頑張ってもらってるのか」となるわけです。ですから、本当に一生懸命現場とかでやってもらってると思います。思いますけど、やっぱりその思いが部長の答弁にこもってなかったら受け止められないということになりますので、その辺をもう一度再度答弁願いたい。

それともう1つ、田原本町は直営の保育所がありません。その点では私は田原本町には保育事業に関する専門知識がないんじゃないかと思ってるんですよ。それで、保育所に対して行政指導等するに当たって、専門的な知識のある人がどういうふうに対応してるか、全く素人が行ってもちゃんとしてるかどうかなんてわかりませんよね。その点では保育所に対してどういう監査をされているのか、監査じゃなくても現状把握されてるのか、そこの具体的なところを教えてください。この2つをお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今の待機者自体がどういう形の中でされてるのかというようなところもあったかと思うんですけども、今現在10人の待機者がおられます。今産休中、育休中という形の中で、早く保育園に入園できれば早く仕事に復

帰りたいんだという方、それから自分が就労、つまり仕事を探している、そこで子どもさんを預けることができれば早く就職したいんだという方が大半でございます。

あと町としての事業ですけれども、こんにちは赤ちゃん事業でありますとか、議員おっしゃっていただきましたそうした形の事業につきましては、現場は一生懸命やっております。こんにちは赤ちゃん事業では第1子のところには全部訪問をさせていただきました。いろんなお母さん方の相談でありますとか、子育ての不安解消に対するそういう相談も乗っているところでございます。だから2子、3子につきましても全戸電話で連絡をさせていただきまして、何か不安等があったところには訪問をしますとか、きめ細かなそうした形の子育て支援という形の中で行っているところでございます。

それからあと、保育所に対する指導と言いますか、ちょっとその辺につきましては、そうした認可保育所につきましてはそうした形の資格を持っておられるところでございますので、私が承知している中ではそういう形の指導と申しますか、保育に対する指導という部分についてはちょっと今勉強不足で申しわけないですが、承知をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

総括質疑（報第10号より認第1号までの11議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、今期定例会に一括上程いたしました報第10号より認第1号までの11議案について、去る7日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。

質疑、ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしましたら、いろいろ聞きたいことはたくさんありますけれども、最初に議第43号、田原本町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例について聞かせていただきます。

学童保育というのは今ちょっと一般質問させてもらいました保育と一緒に、児童福祉法に位置づけられている施設ですよ。そういう観点から何点かお伺いしたいなと思っています。

それで、まず裁判例からちょっとお示しします。埼玉県にふじみ野市というのがありまして、流水プールに7つの子が排水溝に吸い込まれて亡くなられた事件がありました。これはふじみ野市が指定管理で委託されていた、そういう施設でした、保育所とは違いますけども。この最終的な結論は、刑事責任は誰が問われたかと。これは、ふじみ野市の係長と課長が刑事責任を問われたとなっています。平成18年の7月31日に子どもさんが亡くなられたんですけれども、係長が赴任されたのが平成17年の12月、そして課長が赴任されたのが平成18年の1月と、半年前後ぐらいで就任されて、そしてこの事故があって、結果的にその係長と課長が禁固刑を受けたと。そして、公務員ですので禁固刑を受けると解雇ということになったと思います。

それでね、どのように判断されてしまったかと言いますと、プール事務を担当した経験や十分な知識がなかったのに、単に前任者からの不十分な引継書を読んだ程度で、埼玉県プール維持管理指導要綱を始めとする関連通知等の把握に努めようとしなかったばかりか、前任者や上司、部下あるいは専門的知識を持つ受託業者等に疑問点を聞くこともなく、本件プールの管理業務をほぼ全面的に受託業者に任せきりにし、前例踏襲の名のもとに漫然と業務に当たっていたものであるというふうに係長と課長が断罪されました。

ですから、指定管理ということは全部受託した業者の方にお任せということではないですよ。受託した業者の方は田原本町の指定管理を受けた場合は田原本町としてその業務を果たすわけですね。ですから、田原本町が責任を負ってるわけですね。事故等があった場合は、田原本町の責任です。田原本町の公務員並として働いて注意業務違反だったら、その責任は田原本町なんですね。指定管理者制度というのはね。ですから、その点ではこの指定管理者制度にすることがどれほど危険と言いますか、指定管理者にしてしまったら自分たちはもうあまり何もしなくていいと、お金の心配だけしてたらいいよということではないということがこの裁判からもわかるかと思いますがね。それでこの学童保育、放課後児童健全育成事業を指定管理にするという案件が出てますけども、この指定管理にした場合、担当部署、この辺はどこになるのかということ、そしてこれは午前中の一般質問で西川議員がおっしゃってましたけども、モニタリング検査等をどうするのかということが疑問なところ

ですので、それを示していただきたいと。

それと、もう1つついでに言うておきますけど、このふじみ野市では刑事責任も民事責任もふじみ野市だったんですね。受託業者は一切問われなかった。亡くなられたお子さんのご家族の方は不服申請をされたんですけども、結果的には問われてません。ですから市だけが責任を負ったということです。それと午前中の西川議員の質問のときに部長は、指定するのは業者を指定するだけで配置人数とか指定しないんだという、全く間違った答弁をされましたね。非常に問題なんです、それは。

基本的に、一般的に指定管理をする場合は、田原本町はどうか知りませんよ、年度協定というのをするんですね。この1年間どういう事業を行うか、そして人員配置、収支計画、これを年度協定として結んでおられる。人員配置も当然あるんですよ。何人でやるのか知らないんじゃないんですよ。田原本町は、ここについてはこれだけの人数を配置しなさいということは契約できるんですよ。そうしないと、本当の保育は確保できない。それと基本協定として指定期間、当たり前ですよ、管理業務の内容、管理経費、事業計画、人員配置計画と、こういうのを一般的に結ぶと。指定したときに、まず最初に基本協定を結んで、そして年度ごとに年度協定を結んでおられると、ほかのところはね。田原本町がそうしておられるかどうかは、私は存じ上げません。それについても、わかるんでしたら答弁願いたい。やっぱりその点では、私はこの指定管理者制度というのは学童保育には向かないんじゃないかという思いをしています。

これは、もうちょっと大臣じゃなくなりましたが、片山総務大臣が今年の1月におっしゃってた話ですけども、一番のねらいは行政サービスの質の向上にあると。アウトソースすることによって、コストをいかにカットするかというところに力点が置かれてきたと。本来指定管理になじまないような施設についてまで指定管理の波が押し寄せてきていると、そういう指摘をされています。

そこで近江八幡市というところがありますが、この近江八幡市は指定期間満了取りやめということをしました。ここも学童保育について指定管理をされてたんですけど、やめられたんですね。少し紹介しておきます。

近江八幡市では2006年4月から放課後児童クラブである3カ所の子どもの家に指定管理制度を導入し、当該の児童クラブを管理者として管理運営を実施してき

たが、2009年3月の指定期間満了をもって指定取りやめとした。その理由は、2008年度に市が行った行政評価の結果、本来指定管理者制度は事業そのものが主体ではなく、あくまでも施設の管理運営が主体で選ぶ制度であると。指定管理料が国、県の補助金により変動することや、運営や施設の管理的要素よりも保育を中心とした知的な要素が強いことから、指定管理者制度になじまないと議会が決議をし、直営管理としたということが報道されています。

例えば学童保育を指定管理したと。そうしますと、田原本町の今の学童保育は年度を通して申し込みしますよと。ただ、何月を使いますかというのは、1カ月ごとに報告しますよね。今月は使います、来月は使いませんという、1カ月ごとに報告していますよね。それで、保育料を納めておられるんですよね。そのときに例えば夏場が減る、授業のあるときは増えるということになってますよね、実態としてね。そういうことを踏まえて、要するに指定管理にしたら人員確保できるんだろうかというところが問題あるんですね。

あともう1つは、学童保育では障がい者の方を受け入れるときがありますよね。これは障がい者加配しなければいけませんよね。それが、年度当初からずっと1年間あるとは限りませんよね。途中で入ってくる場合もある。そんなときに年度途中で障がい者加配を指定管理者に任せてできるのかというところが、どうなるのかと心配してるわけですね。その点は、どう考えておられるのかということ。

そしてあと1つは、今学童保育の指導員として田原本町は25人の方を確保されてますよね。25人で先ほど西川議員がおっしゃいましたように東小学校は1人体制ですよ。2人おられますけど、1人で順番に見ますよということですよ。これまで田原本の学童保育は小学校は2カ所ありますけども、4.5人でやってたのを4人でやれと。今年の初めは3.5人でやれと、2カ所を3.5人でやれというようなことも提案されましたよね。その点では本当に子どもたちを預かる、先ほども保育所の件で言いましたけども、子どもは数じゃないんですよね。一人ひとりなんですよ。一人ひとり預かるに当たって、3.5人で2つの学童を預かるなんて、なかなか厳しいことを田原本町はやってこられています。その方向を指定管理者をして押しつけようとしておられるのかということが、大変な疑問なんですよね。その点ではそういう疑問がありますけども、ちょっと話がそれました、違うことを言い

ましてごめんなさい。

この25人の指導員さんの中で、10年以上勤めていただいている方が9人おられますよね。5年以上勤められてる方が6人ですよね。半数以上の方が長期に田原本町で学童保育している。特に今年度の4月は田原本町が募集したら、25人募集したら21人しか来なかった。足りないからって、町から登録してくださいとお願いに行きましたよね。その点では、やはり田原本町が3年以上雇ってる方がそれだけおられるし、それだけ負担をかけているということになりますよね。やはりそうなりましたら、パートタイム労働法が適用されるかどうかはわかりませんが、直接労働者への転換推進ということもありましようし。やはりこの3月で雇い止めするという点については問題があるんじゃないかと思うんですよ。

ですからその点、通告に従って私は質問しましたので順番に答えていただいたら答えになると思います。よろしくお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） まず、指定管理が事故を起こした場合、その責任はだれが負うのか、担当課はどこか、月例チェックなどはどうするのかというようなところを出していただいている部分があるかと思います。

指定管理者が事故を起こした場合、その責任はどこが負うのかという形の質問でございませうけども、指定管理の協定というのを今指定におきましては田原本町学童保育の仕様書案でございませうけども、そういう責任、つまりリスク分担という形で、そうした形の契約を交わすという形になってございませう。その中におきまして、当然指定管理者の責によるものにつきましては、指定管理者がその責任を負うものでありまして、それ以外のものにつきましては、町がそういう形の責任を負うという形のこととございませう。

それから担当課はどこかということとございませうけども、学童保育を所管いたしておりますのは住民福祉部健康福祉課とございませう。

また月例チェックなどという形の中でどうするのかというようなところとございませうけども、それにつきましては業務報告等求めてまいりたいという形の考え方をいたしております。

あと、指定管理者制度は学童保育になじまないんじゃないかというような話でございませう。

ございますけども、その質問につきましては公の施設の管理に指定管理者制度は活用できるものでございまして、学童保育というのは公の施設という形の理解をいたしております。ほかの近隣市町村におきましても既に導入をされているところでございまして、管理の効率化が期待できるものと町としては期待しているところでございます。

それと、雇用責任をどのように果たされるかというような中でいろいろ話がありましたんですけども、現指導員につきましては町が雇用いたしております日々雇用職員でございますけども、指定管理者制度になると指定管理者が直接雇用していただくということでございまして、町の今現在日々雇用職員につきましてはできるだけ指定管理者の募集の段階において、それを雇用してくれるようにという形で求めてまいりたいと考えております。

それから町の学童の人数が月単位で変動するということに対して、指定管理者が対応できるのかという形の話でございます。

先ほど議員おっしゃいました、平素は人数が少のうございます。夏休みとか長期休暇のときには人数が増えるというような形の傾向になってございます。今、町のほうで登録の指導員につきましては合わせて25人ほど登録をさせていただいてる、毎週出させていただいてる方も、それから登録という形でさせていただいてる方もおられるわけでございますけども、そういう長期休暇のときには人数が増えますので、その方々も出させていただいてるというような形の状況でございます。これにつきましては、その実態的な形も、当然指定管理者のほうには現地的な視察的な形も予定をいたしておりますし、その年度的な形の人数的変動につきましても、そういう資料につきましてはお渡しをさせていただく予定を、公表させていただく予定をいたしておりますし、当然それを踏まえた上での指定管理という形の中で募集に応じていただくというような形になろうかと思っております。

それから障がい者加配の関係についてどうするのというようなところかと思いません。

これにつきましては、当然年度、年度で変動してくるものでございますので、それにつきましては、その年度、年度で対応してまいりたいと考えております。それは今考えております仕様書の中で、議員お述べいただきましたように次年度の事業

計画書等を作成して、年度単位でも出していただくという形の仕様書の案としては考えております。

これで大体、ほかにございましたでしょうか。（「ほか、次言いますよ。まだ1回しか話してない、あと2回残ってる」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 非常に甘いんですよ。協定書でリスク分担するという話、どこもやっておられるんですよ。やっておられる上で、ふじみ野市は全部市が負担したんです。なぜかと。協定というのはその事業者と市だけの、田原本だったら田原本町とその方だけの間で効力があるわけです。けがされた方と関係ないんですよ。ですから、けがされた方に対して賠償する、町が賠償した上で町がその事業者に請求することができるというだけの話ですよ。ですから刑事責任になると基本的には町が対象なんですよ。町の仕事としてやってるんですから、町が任せてるんですから、何であんなところに任せたんだとなるんですよ。ですから協定書で契約しても、それは事業者と田原本町だけの個人的な契約なんですよ。ですからふじみ野市の話を持ち出したわけですね。実際はこうですよと。こんなことで逃げてるなんて、言葉が濁しててもだめですよと、最後はたまたまそこに座った課長や係長が責任を負わされると、ここだったら課長と課長補佐かもわかりませんが。そこに転勤で1カ月前に来ただけでも、座ってるだけで責任が問われるというものになりますよということを指摘させてもらってます。ですから、そんな協定書でリスク管理しますよなんて言うのは、もう全然説明にならないんです。それは自分ところが契約したからそれで安心してただけで、全然被害に遭われた方等に対しては何の効力もないという認識を持った上で契約してもらわないといけないということですね。

それと、公の施設とおっしゃいますけどね、ですから先ほどの片山元総務大臣の話を持ち出しましたけどね、公の施設なんですよ。子どもを保育するなんていうのは、基本眼中にないんですよ。例えば、この庁舎を管理する、体育館を管理する、施設を管理するということが指定管理なんですよ。子どもを育てるなんていうのは、そんなの中心にならないんですよ。ですから、よく考えられたところは指定管理からやめるという話になってるから、先ほど近江八幡市を紹介させていただいたんです。それを今導入するに当たって十分検討されたんですか。そこが私はわからない

んです。特に指定管理にするにしても、県内にそういう事業所がどれだけあるんですか。大阪や東京の人と契約しても、こっちに事務所がないわけですから責任を負えませんよね。そうなりますと奈良県内に、そういう民間の事業所、契約できるところが何社ぐらいあるんですか。そこをちょっと教えてもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今現在同じタイミングで近隣の市町村も指定管理の募集をされているところがございます。そうしたところから聞き及びますところによりますと、今5～6社がそうした形の問い合わせ等、それに参入してくるというような形のこと聞いてございます。（「そんな程度ですか」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 何社ぐらいあるの。

○住民福祉部長（平井洋一君） 5社ほどあるんです。（「あのね、そんなの5社応じているから5社ありますなんて、おかしいでしょう。ちょっと発言しますわ」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 3回目になるよ。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、田原本町が契約するわけでしょう。田原本町が契約する相手がどんな人かと、来てから調べるわと、それはできますわ。そんなことで進めてたら困りますね。県内にこれだけ立派な業者がおられるからこれも進められるという、そういう自信がなかったら、こんなことを勝手に進めてはいけませんわ。世間もやってるから、うちもしますよと、やってみてからですわっていう、それは無責任じゃないですか。どれだけ調べられたんですか、県内の業者。ちょっと、答弁またしてくださいね。

それと、今雇っておられる日々雇用職員、25人とおっしゃってましたよね。日々雇用職員はどのような位置づけかと言いますと、定数内職員と同様の勤務時間で勤務することを必要としない職、または職務の性質上同一性を継続して任用する必要がなく、日々交代があっても職務の遂行に必要なないと認められる職に任用される者とするということですよね。特に田原本町は17条に基づいて雇用しているという話をされてました。17条は要するに今正規に雇用する人が欠けたら正規に雇いますよということを前提とした雇用契約ですよ。ですから正規に学童保育員さんを雇うとなったら、日々雇用職員さんを雇うということを約束して契約してるのが

今の学童保育の指導員さんの位置づけだと思うんですよ。その点では、田原本町が学童保育というのが大切な事業だと、子どもたちを健全育成するためには、やはり学校の授業が終わった後も家庭的な環境の中で安心して過ごせる場所を提供しないといけないということになったら、やはり田原本町が直営で行う、そしてそれに伴う人たちは、これまで正規職員がいたらそこに補充しますよという約束で日々雇用職員さんに入ってる方々ですから、その方々に対して雇用責任があるんじゃないですか。そこをちょっと答弁お願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今どれだけの業者を把握しているのかということをございますけども。川西町、それから桜井市が飛鳥学院のほうに指定管理をされております。それからあと聞いておりますのが冬木学園、それから各幼稚園等で実施をされております学校法人ですか、そういうところにつきましては把握をして、実際に今現在委託をされているところがそういうところがございます。それから宇陀のほうでNPOというので、その宇陀市だけですけども、1カ所そういう指定管理されているところがございます。それ以外に、今そういう事業に参入してくるということで、近隣市町村からのそうした形のことも聞いているところでございます。今回指定管理の議案を通していただきまして、今後そういう形の中で募集をしていきたいという考えでございます。

それとあと1点、雇用。ちょっと意味合いがわからなかったんですが、もう一度質問。（「よろしいですか、しゃべらせてもらって」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 要するに田原本町が雇ってる学童保育指導員、この方は日々雇用職員取扱要領に基づいて採用されています。この田原本町の決める日々雇用職員取扱要領は、地方公務員法の17条に基づいて雇っていると私は聞かせていただいているんですよ、担当課から。17条は正規職員が欠けたらそこに補充するというための日々雇用職員ですよという中身でうたってますから、その点では田原本町がずっと10年以上働いてもらってる人に、ちゃんと職を保証するというのは当たり前じゃないですかと言ってるんです。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

時間が過ぎるし、次の質問に行っておきますか。これは今何か調べておられるみたいだから。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それではちょっと簡単な質問からさせていただきます。議第41号、税条例の一部改正についてお伺いします。

今回、何かわからない字がたくさん並んでるんです。何を書いてあるのかははっきりわからなかったんです。その点では、ちょっと調べたらこんなことがありましたんで、これを聞きたいと。

議第41号の税条例は、寄附金控除を5,000円から2,000円の、5,000円以上だったら今まで寄附金控除があったのが2,000円以上になったということとともに、住民の福祉の増進に寄与する寄附金と田原本町が認めた場合は、田原本町の条例でその分は寄附金控除できますよと決めることができますとなったんですね。それで、例えば県が条例でこの寄附金を寄附金控除の対象としますよと決めたら県税から引けるんですね。町県民税と2つ取るんですけども、県だけが決めてたら県税からしか引けない、県と町が決めてたら町県民税から引けるという制度になると書いてあったんですね。

それで田原本町は今現在、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、何らかの寄附金をNPO法人を条例で決めてるのか、それとも今後決めるのか、どう対応していくのかということを知りたい。

それと、同じところでこれはちょっと違うかも知れませんが、中小企業者の雇用者を増加した場合の法人税額の特別税額控除ということも今回の改正でありますよとあったんです。これがこの税条例の一部改正にどう関与しているのかを教えてください。

それともう1つ、配当所得、譲渡所得課税軽減と、これを延期しますよと書いてあるんですね。延期したらどれだけ税収が減るか、予想しているか、これを教えてください。この3つ、お願いします。

○議長（松本宗弘君） 先に議第43号の答弁。総務部長。

○総務部長（松田 明君） 地方公務員法第17条、任命の方法でございます。その17条につきましては、「職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができ

る。」ということでございます。（「そんなことは聞いてない」と吉田議員呼ぶ）
だからこれに基づきまして日々雇用職員の、17条はそういう任命のことでござ
いますので、田原本町としては保育所の指導員は日々雇用職員として取り扱って
るということでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それはわかっています。だから、この今まで10年以上働いて
る人をどうするんだって言うてるんです。そこを聞いてるんです。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 先ほどから平井部長が申してますように、その指導員に
つきましては今後法人と協議の上してまいりたいなと考えております。

○議長（松本宗弘君） 議第41号の答弁をお願いします。総務部長。

○総務部長（松田 明君） 議第41号、税条例の一部を改正する説明でございます。
住民の福祉の増進に寄与する寄附金としてNPO法人の条例で定めることができ
るとなっている、本町はどう決めているのかということでございます。

これにつきましては、地方税法、寄附金控除の対象として市町村、都道府県、共
同募金、日本赤十字社を加えて従来から社会福祉法人や学校法人、認定NPO法人
が条例で指定すれば住民税の控除対象とすることができましたが、今回国税庁の認
定を受けていないNPO法人であっても、NPO法人から申し出があった場合は住
民の福祉に寄与すると認められる場合には、条例で法人名、所在地認定をすること
により寄附金控除の対象に加えることができるように改正されたものでございま
す。したがって、本町では新たに対象となったNPO法人ではなく、条例で指定す
る法人は現在はありません。今後NPO法人等の指定の申し出があった場合には、
活動内容を精査した上、近隣市町村や県の動向も勘案しながら検討してまいり
たいと考えております。なお、奈良県におきましては県内市町村ほとんどござい
ませんが、一つだけ十津川村だけが、私の認識不足かもしれませんが、十津川村
だけが設置しております。それはNPOか社会福祉協議会かどちらかでございま
すけども、それはちょっと確認しておりません。よろしく願いいたします。

そして2点目の、中小企業の雇用の増加した場合の法人税額の特別税控除につ
いての説明でございます。

今回の税制改正において、雇用促進税制として既存従業員の10%以上かつ5人以上、中小企業では2人以上を新たに雇用した場合は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度の法人税について、新規雇用の従業員1名につき20万円の税額を控除するものでございます。ただし、法人税額の10%、中小企業は20%と限定いたしております。法人、個人の事業所の所得税も同様でございます。ただし、住民税については適用はございません。

続きまして、譲渡所得割の課税の軽減を延長すると町の軽減はどのくらいですかということでございます。

上場株式の配当所得や譲渡所得の税率は国15%、県2%、町3%が平成23年12月31日まで国が7%、県1.2%、町1.8%に軽減となっております。今回の特例の適用期限が平成25年12月31日まで2年間の延長となります。したがって、上場株式の配当所得及び譲渡所得について県税の配当割及び株式譲渡所得割として特別徴収され、町へは配当割交付金及び株式譲渡所得割交付金として交付になります。平成22年度の配当割交付金は1,336万4,000円、また株式譲渡所得割交付金は397万3,000円で、申告分離課税として33万8,000円との合計で433万1,000円となります。この軽減措置は通常税率3%を1.8%に軽減するもので、本来の税率に割り戻しますと、配当所得で2,227万3,000円、株式譲渡所得で718万5,000円の課税となり、差し引きした結果、配当所得890万9,000円、株式譲渡所得287万4,000円の減収となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第44号、保健センター等改修工事請負契約締結について3点にわたって聞かせてもらいます。

今度、今国道の横にある保健センターを宮古の国保中央病院の隣の健康づくり財団のもとプールのところに移転するというので、そのプールを部屋に改造する計画がこの請負契約だと思うんです。先ほど私が一般質問のほうで地元企業の受注機会を増やすということをちょっと指摘させていただきましたので、この工事に当たっては分離発注とか、そういう地元企業が入れるような対策をされたのかどうか。

それとこの保健センターを使うに当たっては、やっぱりたくさんのお母さんたちも連れのお母さんたちが、年配の方が利用すると。実際国保中央病院の前の駐車場は午前中は満杯状態、第2駐車場も満杯状態ですよ。それで6月議会で聞かせていただきましたら、国保中央病院の道を隔てた南側に用地を確保するんだという話をされました。

そこで聞きたいんですけどね。特に保健センターというところは小さいお子さんを連れて、大きな荷物を提げて、雨が降ったときは傘を差してお母さんが移動するわけですね。今京奈和自動車道の下バイパスが、側道が開通したら国保中央病院の南側の道の交通量は増えるんじゃないかと私は思うんですよ。その点で交通量のたくさんある道を若いお母さんがか細い手ですりすまして抱いて、荷物を持って、傘を差して渡ってきなさいというのは大変厳しい話じゃないかな。今でしたら国道横の保健センターはそれ用の駐車場があつてですね、とめたらすぐ入り口ということになると。ところが今のところに移すと、そういう距離を歩いてこないといけない。私は非常に利用する方にとっては不便になると思うんですよ。その点ではどうお考えであるのかということを知りたい。

それと、この健康づくり財団の裏に駐車場があるんですよ、北側に。私が数えましたところ、37台とまれる駐車場と。これが今の財団の職員さんが利用されてるんだと思うんですよ。そこにとめたら、前の病院等の利用をされる方に気兼ねなくとめて入ってこれるんじゃないかと思うわけですね。その点では、この保健センターの駐車場をもっと使いやすいものにできないかということを知りたいんですよ。

それと、今回保健センターを借りるに当たって、1階に保健センター機能と休日診療所機能をつくると。2階は何もなしで、3階を子どもの広場ですか、そういう先ほどお母さんと一緒に過ごせる場所をつくるんだと、提供しますよというところをすると聞いてるんですよ。3階へ行くにはエレベーターしかないんですよ、階段もあるんですけど。それは健康づくり財団のエレベーターと階段なんですよ。ということは、保健センターを通過せずに3階へ行かれると。そうなったら、3階はまたそれを管理するのにスタッフが要るのかなと思うんですよ。それで、3階をどういうふうに管理されるのかと、検討されてるのかというのを教えてください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） まず1点目の、地元企業の受注を増やすための分離発注をしなかったのかというご質問でございます。

議員お述べいただきましたように、健康づくりセンターの東側の既存の建物の内装改修工事を実施するものでございまして、1階、2階部分が今既存は屋内プール、それから3階、4階部分が体育フロアという形になってございます。これにつきましては天井が高く、天井壁の構築における労務工事、仮設足場工事の場合を考えますと、建物内装の改修工事業者と電気工事業者の施工の流れが一貫性を持っており、仮設足場工事の施工計画などから品質、工程、安全まで一貫して管理、監督が必要とされます。既存構造物を部分的に解体、改修、電気、仕上げなどと連続的な作業が続くために責任分担が明確にしにくいことから、単体発注という形で採用をしたところでございます。

それから駐車場を近くに確保する努力と言いますか、どうなのかという話でございます。

さっきお述べいただきましたように、今国保中央病院の南側の道を挟んでちょうど健康づくりセンターの真南になるわけでございますが、2,000平米ほどの土地を確保いたしまして、そこを駐車場ということで造成を考えております。この前の南側の道路には歩道もございまして、そして横断歩道もございまして。そうした形から安全ではないかということで、また借りられる場所としては一番近くの場所でもございましたので、そこを確保いたしたところでございます。

それと今健康づくり財団の職員がとめておられる駐車場、ちょうど真北側になるわけでございますけれども、その駐車場に行きますのには今屋内プールのあります北側の間の通路を突き当たって左に曲がって北側に出るという形になってございます。その真横にはバスの車庫でありますとか倉庫的な形のものがございまして。実は健康づくり財団と覚書を交わしてるわけでございますが、その今言っております北側の通路及び検診車の通行路の確保ということで、その場所につきましては使わないでほしいという形の部分がございまして。そうした形の覚書が一方としてあるわけでございます。

それから3階の管理をどのようにするのかということでございます。

3階につきましては「すこやか広場」という部分を一つ、今保健センターの東館

の2階の和室でされております子育ての広場ですね、それを今の健康づくりセンターの3階部分に大きく拡張いたしまして、そこに持っていくという形の計画をいたしております。それにつきましてはお母さん方、子どもさん方が自由に出入りができるというようなところがございますので、その部分につきましては当然委託しております職員がそこにおります。そしてそのほかの部分、プレイルームでありますとか、会議室でありますとか、そういう部分につきましては町の事業という形の中で使用する部分もございまして、その場合につきましては使用する時間帯と言いますか、日も限られるわけがございますので、そのときには案内及び職員がそこにつくという形の中で管理を進めてまいりたいと思います。

それからエレベーターにつきましても財団のほうと覚書を交わしております、その使用につきまして、また分担区分的な形につきましても協議を進めるということで、エレベーターの使用についても了解はいただいているところでございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 部長はね、小さい子どもさんを抱えて歩かれたことがあるのかなと心配するんですけども。

私は自分が子どものとき非常に重たかったんですよ。よくこんな、女性の方が子どもを抱えて移動されるなど。多いときは、二人抱えて堂々と歩いておられますよね。すごい腕の力だと関心するわけですね。その点では、そういう腕っ節の強い方々ですけどね、でもやっぱり荷物を抱えて、雨の日は傘を差すわけですね。子どもさんがいて手を引いても、子どもさんが走り出したりするわけですね。そのときに道を渡ってこいと、ここが一番近いんだというのがちょっと私には理解できない。本当に目の前にとめさせてくれということはできないかもわかりませんが、ああいう道を渡ってくるようなことはやめたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。その点ではもう契約をされたのかもわかりませんがね、やはりもうちょっと配慮があつてしかるべきかなと思ってるんです。健康づくり財団の北側の田んぼが駐車場になってるところもありますね、正直言ってね。そういうところも含めて、動かせないのかなど。それとか、今の借り上げるところを国保病院の方に提供して、保健センターの前は田原本町の若い人とか年配の方、保健センターを使う方が使われ

る場所にするとか、そういう工夫ができないのかなど、知恵を出してもらえないのかなと思うわけです。工夫はいろいろできると思うんですよ。そこを考える余地があるのか、そんなことを何でやらないかんのかと思ってるのか、答弁、最後だと思いますので前向きな答弁を期待して質問を終わりますわ。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） これも相手方のある話でございますし、覚書を交わしているというような部分も当然ございます。その辺につきまして相手方もある話でございますけども、そうした形の話し合いと言いますか、持ちかけにつきましてはしていきたいと考えております。

以上でございます。（「よろしくお願いします」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

決算審査特別委員会の設置について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。本定例会に一括上程されております議案のうち、認第1号、平成22年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定については、去る9月1日に開催されました議会運営委員会において協議いたしました結果、総合的な見地から慎重な審議を要するものと考えられますので、本件については委員会条例第6条の規定により7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって本件については7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算審査特別委員会の委員選任について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委

員会の委員の選任については議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって委員の選任については議長より指名いたします。

指名については事務局長より発表させます。

○議会事務局長(松井敦博君) それでは発表いたします。

決算審査特別委員会、構成人員は7名でございます。

委員を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

まず、竹村和勇、小走善秀、吉田容工、辻 一夫、西川六男、古立憲昭、森井基容、以上でございます。

○議長(松本宗弘君) ただいま指名いたしました委員より、正副委員長の選出をお願いいたしたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時32分 再開

○議長(松本宗弘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長の選任について協議をいたしました結果を、事務局長をもって発表させます。

○議会事務局長(松井敦博君) それでは発表いたします。

決算審査特別委員会委員長に小走善秀委員、副委員長に竹村和勇委員。

以上でございます。

○議長(松本宗弘君) ただいま事務局長から発表がありましたとおり、互選されましたのでよろしくお願いをいたします。

上程議案の委員会付託について

○議長(松本宗弘君) それでは一括上程をされております本議案につきましては各所管の常任委員会及び特別委員会に各々付託をいたしまして休会中に審査を願うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の常任委員会及び特別委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは朗読させていただきます。

まず報第10号、田原本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては総務文教常任委員会。

議第37号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第2号）につきましては各常任委員会。

議第38号、平成23年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議第39号、平成23年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては住民福祉常任委員会。

議第40号、田原本町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例につきましては産業建設常任委員会。

議第41号、田原本町税条例の一部を改正する条例及び議第42号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては総務文教常任委員会。

議第43号、田原本町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例及び議第44号、田原本町保健センター等改修工事請負契約締結につきましては住民福祉常任委員会。

議第45号、区域外の公の施設の設置及び利用について産業建設常任委員会。

認第1号、平成22年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては決算審査特別委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後2時35分 散会